
出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	平間 春雄	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
まちづくり政策課長	大場 勝郎	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康推進課長	大宮 正博	君
福祉課長	平間 忠一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	佐藤富男君
地域再生対策監	長谷川敏君
税収納対策監	武山昭彦君
公共施設管理監	小野宏一君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課班長 (補佐)	菅野正行君
生涯学習課長	丹野信夫君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 査	太田健博

議 事 日 程 (第4号)

平成23年3月10日(木曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 3 議案第 2号 仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更について
- 第 4 議案第 3号 第5次柴田町総合計画基本構想の策定について
- 第 5 議案第 4号 町道路線の廃止について
- 第 6 議案第 5号 町道路線の変更について
- 第 7 議案第 6号 柴田町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 7号 しばたの郷土館条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 8号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 9号 指定管理者の指定について(新大原集会所)

- 第 1 1 議案第 1 0 号 指定管理者の指定について（柴田町観光物産交流館及び柴田町船岡城
址公園スロープカー）
- 第 1 2 議案第 1 1 号 平成 2 2 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 2 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 1 4 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 1 5 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において4番高橋たい子さん、5番安部俊三君を指名いたします。

お諮りいたします。日程第2、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いいたします。

ただいまから休憩いたします。

なお、全員協議会終了次第、再開いたします。

午前9時31分 休 憩

午前9時43分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第2 議案第1号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（我妻弘国君） 日程第2、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております齋藤和弘氏は、平成23年3月23日をもって任期満了となります。昨今、土地や家屋に係る固定資産の評価について、町民の関心度も高くなってきていることから、固定資産評価審査委員の重要性も増し、さらに公正な審査を確保する必要があります。このようなことから、固定資産等に関する専門的な資格を有し、実績のある齋藤和弘氏を再任したく、ご提案申し上げる次第でございます。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第1号、固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更について

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第2号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更についての提案理由を申し上げます。

広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が平成21年3月31日で廃止され、仙南地域広域行政事務組合がこれらの要綱に基づき策定していた仙南地域ふるさと市町村圏計

画の期間が平成23年3月31日で終了することに伴い、当該計画の策定及び実施についての総合調整について仙南地域広域行政事務組合が処理する事務から削るとともに、当該計画に基づく事業についてはその一部を仙南地域広域行政事務組合が継続して処理することとし、さらに構成市町の区域の情報発信に関する事業を新たに仙南地域広域行政事務組合で処理するため、共同処理する事務を変更し、規約の変更を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） それでは、議案第2号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合規約の変更についての詳細説明をさせていただきます。

議案書につきましては3ページから5ページまでとなっています。

5ページの仙南地域広域行政事務組合規約の一部を変更する規約についてですが、改正条文につきましてはお配りしています議案第2号関係資料の仙南地域広域行政事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表により説明しますので、こちらをごらんください。

第2条の改正ですが、国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴い、現行の「仙南地域広域市町村圏に属する」は削るものです。

第3条の改正ですが、先ほどの国の要綱に基づき、仙南地域広域行政事務組合が策定していた仙南地域ふるさと市町村圏計画の計画期間が平成23年3月31日で終了することに伴い、現行の第1号「仙南地域広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定に関すること」、同じく第2号の「広域市町村圏計画に基づく事業の実施についての総合調整に関すること」は、組合の共同処理する事務から削るものです。

このことにより、第3号は第1号に、第4号から第8号までは2号ずつ繰り上げ、変更案では第2号から第6号になります。さらに、現行の第9号を削り、新たに変更案の第6号の次に第7号「仙南広域圏の振興発展に資する次に掲げる事業の実施に関すること」を追加します。変更案のイからハまでの事業につきましては、従前から実施してきた事業ですが、ニの「仙南広域圏の情報発信事業」は新たに追加された事業です。なお、このことにつきましては、ふるさと市町村圏計画がなくなることから、また現行第9号の事業は仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金の果実運用によるものですが、最近は預金利率が低くなっていることから、事業の見直しをして変更後の第7号になったものです。

次のページになります。

このことにより、第10号は第8号に、第11号から第14号を2号ずつ繰り上げ、第9号から第12号となります。

続きまして、第14条、第15条、そして次のページの別表の改正ですが、先ほどの第3条の号ずれによりますところの改正です。

それでは議案書の方に戻りまして、5ページの附則をごらんいただきたいと思います。

5ページの附則ですが、この規約は平成23年4月1日から施行することとなっています。

以上でございます。

なお、規約の変更につきましては、構成市町の議会の議決を経ることとされています。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 第5次柴田町総合計画基本構想の策定について

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第3号第5次柴田町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号第5次柴田町総合計画基本構想の策定についての提案理由を申し上げます。

柴田町では平成13年度を初年度とする柴田町新長期総合計画（新しばた21）に基づき諸施策

を展開してきましたが、平成22年度がこの計画の目標年次となります。この間、人口減少、少子高齢化の進行、環境問題の深刻化、さらに経済のグローバル化が進む中での我が国の経済の低迷など、社会、経済を取り巻く環境は大きく変化しており、今後、町が持続的発展を遂げるためには、限られた財源、資源を効率的、効果的に活用できるような自治体経営基盤を確立するとともに、地域の特色が生かせるような政策を立案し、総合的かつ体系的に構築して展開することが求められています。

このため、社会の潮流や行政を取り巻く状況の変化、町の地域特性などを踏まえつつ、町の目指すべき将来の姿を明確にし、新たな町政運営の指針となる第5次柴田町総合計画の策定を進めてまいりました。第5次柴田町総合計画では、美しく質の高いコンパクトシティの実現を目指し、あらゆる施策に創造と交流の視点を取り入れ、参加と協働の実践によるまちづくりを基本としています。

計画の策定に当たりましては、柴田町まちづくりアンケート調査、柴田町まちづくりワークショップ、各種団体ヒアリングや地区懇談会、柴田町総合計画審議会委員の公募など住民参加の機会を設けて、住民との協働による計画づくりに努めました。1月26日に柴田町総合計画審議会から答申をいただき、基本構想及び前期基本計画がまとまりましたので、地方自治法第2条第4項の規定により、基本構想を別冊のとおり定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） それでは、議案第3号第5次柴田町総合計画基本構想についての詳細説明をさせていただきます。

初めに、総合計画の概要について説明いたします。

本計画の名称は「第5次柴田町総合計画」とし、策定に当たっては、わかりやすい計画づくり、住民との協働による計画づくり、行財政改革の推進と実現性の確保の視点で策定いたしました。

策定体制では、平成21年10月16日に庁議メンバーで構成する総合計画策定委員会を設置し、その下部組織として五つの専門部会や職員ワーキンググループを設けました。また、計画策定ではさまざまな住民参加の機会も確保しながら職員手づくりで行い、最終的には総合計画審議会の答申、諮問を経てまとめました。

それでは基本構想の内容の説明をいたします。

議案書別冊「第5次柴田町総合計画基本構想」をごらんいただきたいと思います。

1 ページをお開きください。

初めに、序論がありまして、第1章の「計画策定に当たって」では、計画策定の趣旨や計画の構成と期間を記述しています。計画策定の趣旨としては、人口減少、少子高齢化の進行、環境問題の深刻化、経済の低迷など社会変化の中、また行政に求められるニーズが高度化、多様化している中であって、柴田町が今後持続的に発展していくためには自治体経営基盤の確立とともに地域の特色を生かした政策の展開が必要であると考え、新たな町政運営の指針として第5次柴田町総合計画を策定するものです。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

第5次柴田町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。基本構想は、町が目指す将来の都市像を定め、その実現に向けた基本方向などを示すもので、計画期間は平成23年度から平成30年度の8年間とします。

基本計画は、基本構想を実現するため、各分野で取り組むべき基本的な施策を体系的に示すもので、計画期間は前期と後期に区分し、前期基本計画は平成23年度から平成26年度までの4年間、後期計画は平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

なお、前期基本計画は、今回基本構想と一緒に策定しており、議員の皆様にはその案を関係資料として提出しています。

続いて、実施計画ですが、基本計画で定めた基本的な施策をどのように実施していくかを具体的に示すもので、計画期間は4年間とし、毎年ローリング方式により見直しをします。現在策定中で、3月末までにまとめることにしています。

続きまして、4 ページをお開きいただきたいと思います。

第2章、計画策定の基本姿勢です。

総合計画の策定に当たっては、美しく質の高いコンパクトシティの実現を目指し、あらゆる施策に創造と交流の視点を入れ、参加と協働の実践によるまちづくりを基本とします。コンパクトシティの創造で柴田町が目指すコンパクトシティは、市街地においては船岡駅周辺、槻木駅周辺、北船岡周辺、船岡新栄周辺を四つの拠点とし、近接した農村地区とネットワークの強化連携を図る中で、地域や経済などのにぎわいを創出するというものです。一方、農村地区においては、生活、産業等の現水準を維持しつつ自然環境を保全し未来へ引き継ぐとともに、地域資源を生かした交流を進めていく中で豊かな地域づくりを行います。さ

らに、自然と共生したコンパクトシティの形成を目指して、美しい都市づくりを推進しながら、町内外とのさまざまな交流、連携を促進し、町を元気にするとともに、生活の安全安心の確保や地域循環型経済を通じて都市生活の充実を図ります。そして、まちづくりは、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例により情報共有に支えられ、参加と協働により進めます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

ここからが基本構想です。

第1章は、柴田町の将来像です。

基本構想におけるまちづくりの基本理念は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例のまちづくりの基本理念としました。

- 1、住民が安全に安心して暮らせるまちづくり
- 2、住民の一人一人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が活かされるまちづくり
- 3、先人が築いてきた文化、伝統等を大切に、地域の個性を生かしたまちづくり
- 4、多様な団体及び個人が交流し、または連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくり
- 5、住民であることの誇り及び町のよさを子供たちに引き継ぐまちづくり

以上です。

次に、まちの将来像ですが、一人一人の結びつきを強くしたきずなによって笑顔が輝く元気な町を育て、多くの人が「住んでよかった」「来てよかった」「これからも住みたい」と実感できるような町を目指します。このため、町の将来像は「みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち」としました。

次に、将来像実現のための基本目標ですが、五つの基本目標を設けました。その内容は6ページ、7ページとなります。

基本目標1、美しい都市空間の整備、歩いて楽しい魅力的なまち

基本目標2、教育・文化・交流都市の創造、一人一人が輝くにぎわいのあるまち

基本目標3、安心ネット・地域防災の整備、安全で安心して暮らせるまち

基本目標4、地域循環型経済の推進、多彩な産業が連携する元気なまち

基本目標5、住民参加と自治活動の実践、みんなが参加し、活躍するまち

続きまして、8ページをお開きください。

ここは計画の体系となっています。五つの基本理念のもと、将来像は「みんなで育てる 笑

顔輝く 元気なまち」とし、その実現のために五つの基本目標を掲げ、その方策は施策の大綱で示しています。施策の大綱は全部で29項目、それぞれの詳細については9ページから16ページまでに記載しています。

17ページをお開きください。

第3章、将来人口と土地利用の構想です。

将来人口では、平成30年の町の人口推計値が3万6,580人となりましたが、今後は人口維持、交流人口の増加を図り、平成30年の町の将来人口は3万7,000人に想定しました。

次に、土地利用の構想ですが、17ページから20ページにかけて記述しています。自然との調和を図りながら健康で文化的な都市環境を創造し、また地域産業の振興が図られるように計画的な土地利用と地域特性を生かした土地利用を推進し、将来にわたる持続的な発展を目指します。基本的には、無秩序な市街地の拡大を抑制し、歩いて暮らせる市街地の形成に向けてコンパクトシティの四つの拠点への都市機能の集約化を高めるとともに、ほかの地域とネットワークの強化を図ります。ゾーニング区分は、居住ゾーン、工業・流通ゾーン、自然共生ゾーン、田園居住ゾーン、農村ゾーン、森林ゾーンの六つです。

以上、基本構想の説明をしましたが、関連して前期基本計画案の説明をいたします。

別冊、議案第3号関係資料「第5次柴田町総合計画前期基本計画案」をごらんください。

1ページをお開きいただきたいと思います。

前期基本計画は、基本構想に掲げた町の将来像「みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち」の実現に向けて、平成23年度から平成26年度までの各施策の内容を体系的に記述したものです。計画の特徴としては、前期基本計画期間中に戦略的に取り組む施策として、「美しいまち創造プロジェクト」「食と農による地域づくりプロジェクト」「タウンセールス推進プロジェクト」、以上の三つの重点プロジェクトを設けたことです。

3ページからは基本構想の施策の大綱に掲げている施策を項目順に108掲載していますが、個々の施策の構成は、現序と課題、目指す姿、個別施策に区分して整理しました。その中での特徴としては、これまで目標と表現していた部分は目指す姿として住民の皆様が具体的にイメージできるような記述にしました。それから、個別施策には成果指標を設けて計画達成度合いが毎年確認できるようにし、施策の実効性を高める取り組みをいたしました。

続いて、本日追加しました、もう一つの議案第3号関係資料「10カ年待機事業の総合計画への反映」をごらんください。

10カ年待機事業については、平成21年4月に今後10カ年に町が中・長期的視野で取り組む主

な事業、施策の目安として議員に提出させていただきましたが、今回の総合計画策定の中で一たん整理しましたので報告するものです。

平成22年度までに完了する事業は5事業、着手した事業は27事業、前期基本計画で取り組む事業は13事業、後期基本計画以降に取り組む事業は12事業、取りやめた事業は1事業でした。

以上で第5次柴田町総合計画基本構想についての詳細説明といたします。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。
- 3番（佐久間光洋君） 総合計画の中で、まちづくりの根幹と申しますか、形のかための部分にコンパクトシティという考え方が出てまいりますが、コンパクトシティの定義の中に医療とか生活圏とか行政サービスとか、そういった何項目かの要素というのがあるわけですよ。それが大体歩いていける距離内でそういった利益が受けられる、そういった地域のことを大体定義しているはずで、その辺は間違いないと思うんですが、行政サービスという点から見たときに、例えば今ですとコンビニエンスとか、ああいうところで住民票がとれる、いろんな役所のそういうやつがとれるというふうなサービスがよそでは行われている場所があります。柴田町を見たときに、例えば一つ北船岡のエリアを見たときに、商業とかというのはありますけれども、行政サービスで住民票がとれるという場所は結局こっちの本庁の方に来なきゃならないと。そうすると、せっかくコンパクトシティで一つのエリアを規定しているわけですから、小学校区の単位で言えば学区制あたりが大体その地域に1カ所必ずあるわけですから、そういったところで住民票がとれるとか、そういった行政サービスの拡充みたいなところのやつはこれから将来の中に予定されているんでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（大場勝郎君） 総合計画の中でもこの話が実は出てきたんですけども、具体化できなかったのは予算のこともありましたが、考えていたのは、中学校区単位に生涯学習センターがあって、そこの機能が生かせないか、もし農村との連携の方では農村環境改善センターとか西住公民館とか、そういう部分で住民票交付のことができないかということで、これについては財政再建プランが今年度で終了するんですけども、来年度においてそれを総括しなくちゃいけないですね。そういう事業の見直しの中で一つの行財政改革として検討していきたいと思ひます。また、その検討のテーブル上は、民間が例えばコンビニで交付できることがもっと普及されるとなれば、そちらを選択する場合もあると思ひます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 多分コンパクトシティという考え方で住民が一番実感できるというのは行政サービスが身近なところで行えるということだと思うので、その辺はなるべく早く実現するような形でお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、第5次柴田町総合計画基本構想の策定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 町道路線の廃止について

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第4号町道路線の廃止についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号町道路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

今回の町道路線の廃止は、二本杉町営住宅建てかえ事業に伴うものでございます。町営住宅団地内にある町道北船岡26号線が北船岡町営住宅2号棟建設場所に位置するところから、当路線を廃止するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） それでは9ページになります。

議案第4号町道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を次のように廃止をお願いするものであります。

路線名については、北船岡26号線であります。

それでは、配付しております議案第4号の関係資料をお願いします。

一番左側です。北船岡26号線、今回北船岡町営住宅2号棟建設のために、49.6メートルの町道路線の廃止の事務手続を今回お願いするものであります。

位置につきましては、今回建設場所の中央に位置するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 町道路線の変更について

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第5号町道路線の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号町道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

今回の町道路線の変更は、船岡城址公園連絡通路と大河原町との行政境までの白石川右岸堤防道路について、交通の利便性の向上を図るため、それぞれ町道館山2号線及び町道船岡土手内1号線として路線終点の変更をお願いするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） それでは11ページになります。

議案第5号町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、今回2路線の町道路線を次のように変更することをお願いするものであります。

路線名については、館山2号線、船岡土手内1号線の2路線であります。

それでは議案第5号の関係資料をお願いします。

2カ所であります。今回、図面に訂正箇所がありますので、まず訂正方をお願いします。

まず、真ん中の館山2号線であります。一番下の新、延長幅員が「510.6m」になっておりますが、「392.3m」をお願いします。それから、一番右側の同じく船岡土手内1号線なんですけれども、延長幅員が「94m」となっておりますが、「9.7m」に変更方をお願いします。今後注意して資料を作成いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、まず館山2号線であります。真ん中ではありますが、現在館山2号線は船岡城址公園の入り口として135.6メートルを認定しております。今回大手門前まで道路の動線、線形が同一また一体的に舗装されているということで、形態が同一のため、今回256.7メートル延伸して、町道として管理を行うものであります。

そして、右側になります。船岡土手内1号線ではありますが、現在船岡土手内1号線は前の羽山歩道橋付近から前の斎藤ブロック店さんまで大体333.2メートル認定しておりますが、桜まつりあるいは一目千本桜の通行ばかりでなく、町民の散策通路として多くの人々が利用しております。また、舗装もされているということで、今回大河原町と協議を行いまして、お互い白石川左岸堤を行政境まで認定を行い、管理を行おうとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 2点お伺いします。

まず、今、訂正の説明がありましたけれども、真ん中の館山の方のやつが392.3メートルの延長であると。ということは、10センチ単位で考えているということなんですけれども、これは始点・終点で、始点は大体わかるんです、三枚のやつも大体想像つくんですけども、真ん中の城址公園の道路の終点というのは、多分一番上がったところの右側に門が、入っていく門がありますね。あの辺のどこぐらいになるんですか。

もう一つ、白石川の土手の変更で、右側の方の図面、大河原の境あたりまで町道認定すると

いう考え方なんです、あそこは結構背の高い草が生えたりして、管理がちょっと、歩いたりする人結構いて、ちょっと不安を感じるという話があったものですから、町道認定によってその辺の管理がより行き届く方向になるのか、この2点お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まず、館山2号線の終点側ということですがけれども、大手門があります。駐車場から真っすぐ正面に向かって駐車場に入ってくるんですけれども、その境までが今回終点として認定をしております。

それから、白石川の右岸堤の管理、当然これまでも県の委託等から管理をしてきましたけれども、当然町道でありますし、多くの町民が通るということで、今度は町が主体的にのり面を管理していきたいという考えでおります。

○議長（我妻弘国君） 再質問よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、町道路線の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 柴田町特別会計条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第6号柴田町特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号柴田町特別会計条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行により平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、老人保健制度は廃止されました。廃止に伴う経過措置として3年間は老

人保健特別会計を設置することとなっておりましたが、平成23年3月31日をもって設置義務が終了することから、今回老人保健特別会計を廃止するものでございます。また、課設置に関する条例においても老人保健制度に関する文言を削除する改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは議案第6号の補足説明をいたします。

条文の説明の前に、改正の主な概要についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行により平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、老人保健制度は平成19年度で廃止されました。その後、経過措置として3年間は清算事務のため特別会計の設置義務が課されておりましたが、平成23年3月31日をもって終了するものでございます。これに伴いまして、柴田町老人保健特別会計を廃止するものでございます。

なお、今後、廃止後、平成23年度以降でございますが、老人医療支払い請求等が発生した場合におきましては、一般会計で対応してまいります。

また、当会計の廃止により、課設置に関する条例においても老人保健関連の文言を削除するものでございます。

それでは議案書13ページをお開き願います。

柴田町特別会計条例の一部を改正する条例。

柴田町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条「設置」でございます。

第1条第1項第3号の柴田町老人保健特別会計を削除し、第4号、第5号をそれぞれ第3号、第4号に繰り上げをするものでございます。

附則第1項「施行期日」でございます。この条例は平成23年4月1日から施行する。

附則第2項「経過措置」です。柴田町老人保健特別会計の平成22年度収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

附則第3項「課設置」に関する条例の一部改正でございます。老人保健特別会計の廃止を受けまして、課設置に関する条例においても一部改正を行うものでございます。

第3条の「事務分掌」です。次のページをお願いいたします。

第6号、健康推進課（エ）の「及び老人保健法による医療費の給付等」の文言を削除するも

のでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 今の課長の説明の中で、3年の清算期間を置いてもお支払いが発生する場合には一般会計から云々という話がありましたが、そういうことというのはあり得るのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 3年で時効になりますので、ほとんど請求はないと言うことです。ただ、想定されますのが、診療報酬請求の時効を中断している場合がございます。ということはどんなことかという、裁判ですね、交通事故とか何かで裁判になって、それが裁判中で決定しないということで、その場合は時効が中断されます。そうすると3年以上というものが出てきますので、その場合は診療報酬の請求があると。あった場合には保険者が支払うという形になります。そういう場合の対応になります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それは一般論としての話であって、柴田町の老人保健特別会計の中でそういう話があるということはないと思っていいんですよね。一般的にどこの自治体のあれでも廃止するに当たってそういう場合を想定しての説明であって、柴田町の特別会計ではどうなのかということを伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） これは、ほとんどはないわけなんですけど、今回、県内の市町村、すべての市町村が特別会計を廃止しております。その後、今申しあげました時効の中断によって診療報酬請求がある場合があるということを想定していますので、ほとんどの市町村は一般会計の方にこの予算科目を設けて、何かあったらここから支出していく、そういった事務処理になってまいります。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **これにて質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、柴田町特別会計条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 しばたの郷土館条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議案第7号しばたの郷土館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号しばたの郷土館条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、資料展示館思源閣の利用促進を図り、地域、文化の面において多くの人々に柴田町の歴史や生活の変遷を知っていただく上でも無料一般公開することが望ましいと考え、観覧料に係るしばたの郷土館条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） それでは議案第7号につきまして補足説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましてとおり、資料展示館思源閣に係る観覧料を無料とする内容のしばたの郷土館条例の一部を改正するものです。

この資料展示館思源閣は、博物館類似施設であり、平成5年4月15日の開館以来、地域の自然、歴史、文化、産業等に関する資料を収集、保管、調査研究及び公開、伝承し、生涯学習の里づくりを目指してまいりました。観覧料の無料化は、より多くの人に開放する最も有効な方法と考えます。これを機会に資料展示館の観覧料を無料にし、郷土柴田町の歴史、民俗などについての認識を深めていただくことで、郷土愛の高まりにも通じていくものと考えます。

それでは議案書の15ページをお願いいたします。

議案第7号しばたの郷土館条例の一部を改正する条例。

しばたの郷土館条例（平成5年柴田町条例第3号）の一部を次のように改正する。

しばたの郷土館条例改正後、改正前にてご説明いたします。

今回、太字でアンダーラインの部分が一部改正を行うものであります。

使用料を定めている第7条関係ですが、改正前では条文中「別表第1」を改正後では「別表」に改めるものであります。

第8条は観覧料を定めており、改正前の第8条第2項までを削除するものであります。

改正前の第9条は使用料及び観覧料の返還を定めており、第8条の削除により文言として条文中の「使用料」の次の文言「及び観覧料」を削除し、改正前の第9条を改正後の第8条に条の繰り上げを行うものであります。

次に、改正前の第10条ですが、ここでは減免を規定していますが、使用料の次の文言「及び観覧料」を削除し、第10条にあります「または観覧料」の文言を削除し、改正後を「使用料の減免」に改め、条文の整理を行うものでございます。改正前第10条を改正後の第9条に条を繰り上げるものであります。

議案書に上げたとおり、以下損害賠償では改正前第11条を第10条に繰り上げ、16ページになりますが、ここでは委任を規定している改正前の第12条を改正後では第11条に条を繰り上げるものであります。

改正前の別表第1、第7条関係ですが、別表に改め、別表第2、第8条関係は観覧料を示しており、無料化とするための削除をするものであります。

次に、附則として、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上で議案第7号しばたの郷土館条例の一部を改正する条例の補足説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。9番水戸義裕君。
- 9番（水戸義裕君） これまでの観覧料の実績というか、例えば単年度でもいいですけども、これが幾らぐらいだったのかということをお聞きしたいです。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（丹野信夫君） これまでの実績でありますけれども、直近、平成20年度では現在までで303件、金額的には5万5,850円の数字になってございます。ちなみに、平成21年度の実績では376件、6万9,500円ほどの観覧料が収入として入ってございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 9番（水戸義裕君） これは無料が望ましいということでは、無料にすることによってどれくらいの観客というか、入るようなもくろみがあるのかということ、多くの方に見ていただく

ために無料にするということであれば、それなりの腹づもりがどうか、それはもちろん胸算用ということになりますけれども、その辺あればお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 無料化に伴う入館料等でございますけれども、先ほどご答弁申し上げました直近での300人の人数になっておりますけれども、その場合は一応私の方で見込んでございます。ということは、ご案内のとおり、図書館も併設されてございますので、図書館はもちろん無料でございますけれども、そういったことで、郷土館が同敷地内でございますので、そういったところをPRしながら、町外的にもPRしながら、それぞれ企画展を持ちながら倍の数字を見込んでまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 改正前の第7条、第8号関係で、第7条では使用料、第8条で観覧料となっています。観覧料の方は入館者という括弧書きがあるんですけれども、入館者というのはあそこの建物に入ることだから、観覧料がなくなって使用料だけになって……。まず観覧料と使用料の違いを説明していただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 別表1にあります方は部屋の使用料ということで、公民館等学習センターも含めてございます。そういった規定での使用料を定めた内容でございます。別表2の方の観覧料につきましては、一度入る、建物の中に入る内容での総体的な数字を示してございます。一般的に議案書にありますとおり、こういった個人的には200円とかというふうな形で個人対応という形で、使用料については、部屋の使用料については1団体という取り扱いでの区別をしてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） そうすると、今回の改正で、あそこを見に行ったりするということがすべてただになる、無料で利用できるということにはならないわけですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 思源閣において、それぞれ企画展とか、いろいろ催し物があります。それについては無料というふうな考えでございます。各部屋、伝承館の方の部屋についてはそのとおり現行のままでいきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 何でも無料にすればいいというもんでもないような気もするんですが、

観覧者をふやしたいということもあるでしょうし、見る方に無料で提供するというのもあるでしょうけれども、無料にしてどの程度観覧者がふえるかというのは私は疑問なんですけれども、それなりの宣伝、PRをすればまた違って来るかとも思いますが、それについても無料で気軽に入っていけるようになりますと、ちょっと心配なのがセキュリティーといえますか、貴重なものが保管されていますので、いたずらされたり、場合によっては窃盗ということも考えられないこともないんですが、あそこの防犯システムといえますか、監視システム、カメラ等は設置されているんでしょうか。（「はい」の声あり）そういうことであれば、ただ、そのカメラも、ここは監視していますよというような形で、入ってきた人がわかるような形にした方がむしろ、ここはきちっと監視していますよという形にした方がいいと思うんですが、今の現状は、ちょっと入っていった感じではカメラがあるなという感じが私はしないんですが、今はどうなっていますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 資料展示館ですので、ご質問のとおり、システム的には設備はございます。事務室の中にモニターテレビがありまして、その中で入られた方の階段から建物の中の動きは逐次把握できております。ということで、いろんな企画展も実施しておりますので、大事な作品もお預かりしている観点から防犯システムはきちっと整えてあるわけでございますけれども、やはり入館される方にPRも含めながら、そういったシステムがあるということも新年度から一応周知していきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 今はどうなっているんですか、カメラの設置は。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 現在もシステムは作動して、きちっといつでも。

○11番（大坂三男君） 今、外部から見て監視システムが働いているということがわかるような状況が、今どういうふうにかメラが設置、具体的に言うとカメラの設置等はどうなっていますかということです。

○議長（我妻弘国君） カメラを作動させているんでしょう。例えばカメラは何カ所あって、こういうふうにして見えていますよと、そういうこと。答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 大変失礼いたしました。館内に6カ所だと思いますけれども、実際に常時カメラスイッチ入っておりまして、常時職員は事務室におりますので、そういったところで見えています。

○議長（我妻弘国君） 3回目です。

○11番（大坂三男君） 私も監視カメラ業界にいたことがあるので経験上申し上げますが、ダミーカメラというのがあるんですよ。というのは、実際はカメラじゃないんですね、側だけなんです。ただしパイロットランプだけついていて、それを例えばこういうところでははっきり見えるようなところに設置して、側だけ、そして赤いパイロットランプだけつけて、いかにも監視カメラがここで監視しているというのがわかるような状況に、ですから世の中に監視カメラいろいろありますけれども、あれは実際に本当に働いているのかダミーなのかというのがわからないようなカメラが結構あるんですが、そういうことをすると結構一つの監視システムがきちっと働いて、いたずらできないみたいな、そういうふうなこともあるので、できればそういうのも一つ設置するのも方法かなと。側だけですから、お金なんか全然かからないんですよ、実は。段ボールでつくったって、極端な話が。そういうこともあるので、その辺も将来考えてはいかがですかという提案でございます。

○議長（我妻弘国君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 大変失礼いたしました。先ほど答弁で6カ所と言いましたけれども、3カ所、それぞれ産業展示室、常設展示室、企画展示室にダミーでなく本物のカメラを設置してございます。それと、先ほどのダミー的なもの、やはり入館に対してもPRも含めながら設置するというので今後検討していきたいと思っています。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号、しばたの郷土館条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第8号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を

議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、緊急の少子化対策の一環として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として4万円上乘せしてきた出産育児一時金について、来年度以降も現行の42万円を支給することができるよう支給額の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは議案第8号の補足説明をいたします。

条文の説明の前に、改正の概要についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、平成21年度において緊急少子化対策の一環として、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減するため、健康保険法施行令が一部改正され、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として出産育児一時金の支給額を35万円から4万円引き上げをして支給してございます。この暫定措置の実施期限3月31日が近づいておりますことから、国において4万円引き上げの恒久措置化が決定し、法改正が行われますので、今回あわせて町条例の改正をお願いするものでございます。

それでは条文の説明をいたします。議案書の17ページをお開き願います。

第5条、出産育児一時金、支給額現行35万円を39万円に改正するものでございます。4万円を引き上げて恒久措置化とするものでございます。

附則第1項「施行期日」、この条例は平成23年4月1日から施行する。

附則第2項「経過措置」でございます。改正後の第5条第1項の規定は、平成23年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例によると規定するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩いたします。再開は11時。

午前10時46分 休 憩

午前10時58分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第10 議案第9号 指定管理者の指定について（新大原集会所）

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第9号指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

現在、新大原集会所と上名生集会所の二つの施設を第11B区行政区に指定管理者制度により施設管理を行わせております。平成23年4月1日、第11B区行政区から分かれ、第11D区行政区が新たに設置されることに伴い、新大原集会所については第11D区行政区が区域内となるため、平成23年4月1日から施設管理の業務を第11D区行政区に行わせるものでございます。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等関係規定に基づき、指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 議案書で説明いたします。議案書の19ページをお開きください。

議案第9号です。指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第204条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名称が新大原集会所、指定をしようとする法人その他の団体が第11D区行政区、指定の期間については平成23年4月1日から平成26年3月31日まで3カ年を指定いたします。通常、集会所の指定管理は5年としていましたが、他の行政区の集会所と周期、更新の時期を合わせるため、今回は3年を設定いたします。

以上のとおりです。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 指定管理というか、いわゆる11BとDになることによって人口的なものはどのような感じになるのかだけちょっとお聞きしたいと思います、11Bが何人、11Dが何人になりますかみたいなどころ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 前の全員協議会でお示ししたと思うんですけども、正確に何人までは私記憶してないんですけども、おおよそ半分の330人とか340人、両方ともそのぐらいの人数で、2分の1、2分の1でちょうど分かれるような形に、世帯数、人数ではございません、世帯数で分かれるような形になってございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 10号 指定管理者の指定について（柴田町観光物産交流館及び
柴田町船岡城址公園スロープカー）

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第10号指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

柴田町観光物産交流館が平成23年3月に完成することから、柴田町船岡城址公園スロープカーとあわせて本年4月1日から指定管理者による管理を行うこととし、地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、施設管理の業務を指定管理者に行わせるものでございます。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等関係規定に基づき、指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） それでは議案第10号指定管理者の指定についての説明を申し上げます。

柴田町観光物産交流館及び柴田町船岡城址公園スロープカーの指定管理者の指定につきましては、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議されました結果、公募によらないで、地方自治法の規定に基づく指定管理者として一般社団法人柴田町観光物産協会を指定し、平成23年4月1日から施設管理の業務を行わせるものでございます。

なお、一般社団法人柴田町観光物産協会は、ご案内のとおり平成21年11月9日に設立されてございます。町の観光資源及び地場製品の振興、地域文化及び産業の振興と発展、観光地としての宿泊地の提供や情報サービスの提供、土産品等の企画、提供を行い、地域経済の振興と商業の活性化に寄与する利益追求型の法人ではない公益法人の性格を有しているものでございます。

それでは議案書の21ページをお開き願います。

議案第10号指定管理者の指定についてでございます。

次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、柴田町観光物産交流館及び柴田町船岡城址公園スロープカーでございます。

指定をしようとする法人その他の団体でございますが、柴田町大字本船迫字上野4番地1でございます。一般社団法人柴田町観光物産協会でございます。

指定の期間でございますが、平成23年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） ただいまの課長の説明で、選定委員会で審議した結果、公募によらないでということだったんですが、この選定委員会というのは最初に公募するかしないかということ審議というか、決めるものなんでしょうか。私、審議という意味から、例えば公募によって2社か3社、例えば応募があって、それぞれ管理能力等を審議した結果、最終的にこの法人ないしはその他の団体というふうに決まるというような流れを想定というか、想像していましたので、課長の今の説明だと公募するかしないかを最初に選定委員会で決めるというふうな感じなんですけれども、その辺の流れどうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） お答え申し上げます。

初めに、指定管理者の業務につきまして、指定管理について審査請求の依頼を行うわけでございます。そういった中で、この施設の目的、観光の目的、この場合ですと観光施設条例に基づいて管理をしていくというふうな内容でいろいろご審議を賜りました。それで、候補者としてまず指定管理の決定を受けたというふうなことで、そこで審議をいただいて、この目的に合致する部分というふうなことで、公募によらない選択というふうなことで決定されたというふうな内容です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 選定委員会は、スロープカーと観光物産交流館の運営形態その他公共性等を考えれば、公募よりも観光物産協会という余り利潤を追求しないという公益性の強いところがいいということなんでしょうけれども、例えば町民からすると少しでも効率性ということ、こういう観光施設などを運営するために、観光物産協会ありきじゃなくて、場合によっては一般競争入札ではないけれども民間のほかの業者にも参加する機会を与えるというよ

うなことが必要じゃないかというような意見が出てくるかもわからないですよ、物にもよりますけれども。その辺どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） この審議の中で、指定管理に関する手続条例等がございます。第3条1項2号ですか、町の政策方針等々も勘案しながら、合致するものについては公募によらない方法で選択というふうなことで、その条項での公募によらない選択というふうなことで決定されたと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 町の執行部がそういう方向で考えていますとか、してほしいと言ったわけではなくて、あくまでもご検討願いますということで、選定委員会で今のような、課長が言うような手続等から最終的に公募によらないというふうに決めたのか、そこを確認したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 担当する課といたしましては、指定管理の要綱なり、そういった条件のやつを提出いたしまして、いろいろご議論賜りまして、その結果として公募によらないというふうなことで決定されたというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 今回は観光物産交流館と城址公園のスロープカーの指定管理者の指定ということなんですが、ちょっと気になることがあるのでついでにお伺いしたいんですけれども、スロープカーのオペレート及び切符販売関係、その辺、現状はどうなっていますか、人選とかサービス提供のための指導というか、訓練といいますか、その辺どうなっているかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） スロープカーの運行は、まず切符の販売員というものにつきましては臨時職員を雇用しまして、現在物産協会の方で営業を行ってございます。あとオペレートでございますけれども、この方も臨時職員で訓練を受けた人ということで、ある程度固定されてございます。あと場合によっては、繁忙期といいますか、そういったところで職員もいろいろ訓練をしまして運行しているというふうな状況でございます。今の状況を申し上げますと、4月の桜まつりがもう間近に迫っているわけですが、今、点検なり運行の点検なり、あわせて物産協会の方で実施しているような状況でございます。

- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 11番（大坂三男君） 切符売りでボランティアの方が無償でお手伝いしていただいているという話もちょっと聞いているんですが、その辺あれば、そういうことはないんでしょうか、事実は。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（菅野敏明君） 無償で、物産協会の運営の中のことになりますけれども、私どもの方ではお手伝いをしているかどうかという情報までは確認はいたしておりませんでした。
- 議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。
- 11番（大坂三男君） それで、今後、物産協会の方で全面的に責任を持ってやっていただくような形になると思うんですが、サービス面で、あるいは利用者、お客様への対応的な面で、やはり不十分だなという、「何でしょうね、あの態度はね」みたいな、義務で仕方なくやっているような、そういうクレームを何回か聞いたことがあるんですよ。客商売なら本当に頭をぺこぺこ下げて、顔をにこにこして、そういう態度もある程度必要だと思うので、今後町から直接手が離れて指定管理者の方でやっていただくような形になっていく場合に、その辺の指導とか訓練とか日ごろのチェックとか、そういうことをこれからやはり心がけていかないと、これから観光の町ということで外来のお客様もいっぱい来ていただきたいという形で町も一生懸命取り組もうとしている中で、そういうことも重要になってくると思うんですよ。具体的にどういう態度だったとか対応だったとかということは申し上げませんが、今後そういうサービス、お客様対応のサービス訓練等について、指定管理者の物産協会に対して町はどのようにかかわっていけるのか、どのような指導をしていけるのか、ぜひ大いに、さっき言った面での対応を心がけてほしいということ、町として指導していけるかどうか、いくつもありがあるかどうかお伺いしたいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（菅野敏明君） 今回の指定管理の中で、物産協会の方から協定書を締結させていただくわけでございますけれども、まず接客というふうなことで、物産協会の方でも日ごろの言動、服装、きちっとした身なりをするというふうなことと、あいさつをきちっとするというふうなこととか、あとなかなか服装がきちっとしてないとお客様に対しても違和感を感じるというふうな話を私も聞いてました。したがって、今回は開業前にそういった訓練を行っていく、場合によっては私ら方でも同行させていただいて、お客様の接客と

ますか、言葉遣いも含めながら研修を積み重ねて営業に当たっていくということで、話し合っているところでございます。決して物産協会だけというふうなことではなくて、私ら方も多くのお客さんを迎えるわけですから、そういった接遇を含めた接客というものについて、私どもの方も積極的にかかわっていきたいというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 平成22年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第11号平成22年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号平成22年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものとして、歳入といたしましては、事業費確定に伴う国・県、町債の財源補正、財政調整基金戻し入れなどの減額補正を行っております。

歳出の主なものとしては、事業費の確定による減額補正となっておりますが、県支出金の森林整備加速化、林業再生事業補助金を財源とする第27区集会所新築工事、国の平成22年度予算確定に伴う船岡小学校大規模改造工事及び柴田小学校校庭整備工事を増額計上しております。

なお、前回の第1回臨時会において可決いただきました増額補正事業とあわせて、繰越明許費の追加をさせていただくものでございます。

また、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の変更をあわせて行うものでございます。

これらによります補正後の予算総額は、113億9,238万3,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） それでは詳細説明いたします。議案書23ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出の予算総額からそれぞれ1億145万8,000円を減額し、補正後総額を113億9,238万3,000円とするものです。各費目における決算見込額による整理と国・県の補助事業等の決定による予算計上、また23年度への事業繰り越しなどが主要事案となります。

27ページから28ページにかけて、繰越明許費です。27ページは総務費から災害復旧費まで合計14件の追加、金額で5億8,759万8,000円を計上しています。特に大きいのは教育費で、小学校・中学校整備事業4件、合計で3億1,776万円を繰り越しとしています。

28ページは、選挙費での金額変更になります。

29ページは、債務負担行為の補正です。23年度当初から実施する柴田町観光物産交流館及び柴田町船岡城址公園スロープカー指定管理委託料500万円の追加設定をしています。この欄で正誤表を出しております。期間を「平成24年度」として表記していますが、「23年度」と訂正をお願いいたします。変更の平成22年度槻木中学校校舎改築実施設計業務委託は、事業費確定による減額となります。

30ページは地方債補正です。いずれも限度額の補正で、事業費確定による増減となります。

歳入について、主要事項を説明いたします。

飛びますが、33ページをお開きください。

款14項1目1総務使用料節1行政財産使用料478万4,000円補正しております。これはサンコアから業務を承継したイオンリテールの駐車場用地使用料が主な要因となります。

35ページをごらんください。

款15項2目1総務費国庫補助金節15住民生活に光をそそぐ交付金では、2次配分額398万4,000円を計上しております。目5節5安全安心な学校づくり交付金1,839万1,000円は、船岡小のトイレ改修と柴小の校庭整備に係る交付金になります。

38ページをごらんください。

上の段になります。款16項2目4節3林業振興費補助金1,929万円は、第27区集会所建設に伴って認められた補助金となります。

39ページです。

中段になりますが、款17財産収入で不用備品売払収入168万円を計上しています。今年度、バスの更新を行いました。これまで使用していたバスを売り払ったことによる収入を計上しております。

40ページです。

中段、款19繰入金で町債等管理基金、財政調整基金、図書館建設基金の取り崩し額を減額しております。合計で1億2,047万8,000円の減額となります。この補正後、財政調整基金の見込み残高は約6億4,000万円となります。

下の段です。款21諸収入で過年度収入を計上しています。児童デイサービス施設移転事業費精算金、後期高齢者医療療養給付費市町村負担金精算1,582万円を増額補正しております。

42ページをごらんください。

下の段、款22町債目7教育債、安全安心な学校づくり交付金事業で2,910万円を追加措置しております。

43ページから歳出になります。

年度末の予算補正ですので、人件費、物件費、また契約請差等での支出見込額による減額措置がほとんどです。主要事項について説明いたします。

飛びますが、46ページ、47ページをごらんください。

目5財政財産管理費節13委託料、第27区集会所新築実施設計業務委託料で465万6,000円を減額しております。これは設計業務を一部内製化することで減額したものです。

47ページは、工事請負費で同じく27区集会所ですが、3,453万9,000円を増額措置しております。歳入でも説明いたしましたが、22年度の補助採択により22年度で予算措置を行い、建築工事は23年度に繰り越しを行います。

52ページをごらんください。

下の段、款3民生費項1目1社会福祉総務費節28繰出金1,021万3,000円の増額です。これは国民健康保険事業財政安定化支援事業分の増額によるものです。

飛びますが、60ページをごらんください。

下の段、款4衛生費、じん芥処理費1,148万円、し尿処理費167万4,000円の減額です。いずれも仙南地域広域行政事務組合負担金での減額見込みによるものです。

64ページをごらんください。

款8土木費項2目2道路維持費、町道入間田30号線道路改良測量設計委託料で350万円を追

加しております。総額では750万円の委託料になりますが、これは地元協議の中で整備延長が延びまして、測量範囲が大幅に広がったことによる措置となります。

65ページをごらんください。

款8土木費項4目3公共下水道費、繰出金について3,362万3,000円を減額しております。一般会計負担分の見込額確定によるものです。

67ページ上段をごらんください。

目1住宅管理費で3,326万3,000円の減額です。今年度事業量確定による減額措置になります。減額分は23年度事業費として改めて計上としています。

68ページになります。

款10教育費、委託料、工事請負費で柴田小学校、船岡小学校の整備に係る経費を追加措置しております。補正額合計で6,113万円を計上しております。

ページ飛びます。75ページになります。

款12公債費、ごらんください。元金で2,649万8,000円、利子で1,444万6,000円を減額しておりますが、これは地方債借りかえを行いました。そのための償還額の平準化によるものです。

もう1点、資料としてお出ししております議案第11号関係資料として、別紙になりますが、「地方債の償還計画及び残高見込み」をお出ししております。これは平成22年度までの起債を、見込みもありますが、23年度以降の公債費、いわゆる償還費と期末残高を一応整理してお示したものです。

以上、詳細説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**

質疑は、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入を一括質疑といたします。歳出については、款1議会費、43ページから款2総務費、52ページまで、款3民生費、52ページから款4衛生費、60ページまで、款6農林水産業費、61ページから消防費、68ページまで、款10教育費、68ページから款12予備費、75ページまでといたします。

それでは、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） いつも思うんですが、詳細説明がとても速くて、ページを追いかけるだけで精いっぱいなんで、もうちょっとゆっくりやっていただくと、資料を見る、私も前もって勉強してくる必要はあるでしょうけれども、ちょっとゆっくりお願いしたいと思います。

それで、冒頭の町長の説明でもあったかどうか、ちょっと聞きたいんですが、まず27ページの繰越明許費、それぞれ総務費、教育費、災害復旧費の事業名で大体特定はできるんですけども、土木費が金額も大きいし、多分それぞれの一般町道維持管理費、道路新設改良費、駅周辺はわかるとして、この特に二つについて件数が結構あると思うんです。その詳細というのを、いつもこういう場合にこういうふうに私聞くようになるんですが、前もって示していただけないものかなと思うんですが、それは別として、この内容の説明をお願いしたいと思います。

それから、29ページで一番下の欄の槻木中学校校舎改築実施設計、確定だということなんですけれども、この金額がこうなったというのはどういう要素で半分ぐらいになったのかなというこの説明をお願いしたいと思います。

それから、27区の集会所の話がちょっとあったんですが、ページ的には……。それで、森林整備云々ということがあったと思います。その件、町長の冒頭の説明でもあったんですが、たしか海老穴集会所ですね、27区といいますと。それは23年度の計画であったような気がしたんですが、これが今回こうなっただけというの、歳入が追加されたから今年度の予算の中に組み込んで繰り越し事業として来年度やるという認識でいいのかどうか、歳入が年度末になって来たということについての説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） それでは、27ページの繰越明許の補正の関係であります。まず道路維持関係トータルで8,190万1,000円、道路新設改良費で8,596万円の件であります。まず道路維持関係です。委託料ということで、きめ細やか臨時交付金ということで、2月で補正をさせていただきました。これ全額繰り越しをしております。それから、先ほど財政課長の話がありました入間田30号線、これが法線あるいは用地延長ということで今回補正をしていますけれども、これも繰り越しの手続をお願いしております。それから、工事請負関係であります。上名生3号線、30号線、道路改良していましたが、河川協議、リコーさんの裏側なんですけれども、そこについては阿武隈、白石の合流点ということで、県の方から河川の協議がありました。それから、JRの下をくぐるということで、これについても実は覚書まで締結をさせられたというよりも、しました。ということで日数を要して、この路線については3,143万9,000円ほどの繰り越しをお願いしております。それから、一般町道維持改修ということで、これについては9月、公共投資臨時交付金ということで4,700万円ほど、道路維持で4,925万円、トータルで9,625万円ほど繰り越しをしております。これに

つきましては、用地買収あるいは立ち会い等に時間を要しまして、3路線ほど繰り越しをしました。それから、2月のきめ細やかで2,000万円、4路線ということで、銀座通り線、船岡16号線を初め3路線ほど、これも全額の繰り越しの手続きを行っております。それから、財産購入費として下名生9号あるいは入間田30号等、これも繰り越しをお願いしております。それから、補償・補てんということで、入間田30号線の用地買収に伴う立木補償も繰り越しをお願いしております。それから、道路新設改良費の8,596万円の件であります、12月に地域活力基盤創造交付金ということで補正をお願いしておりました。12月ということで、履行期間がなかなか確保できないということで、今回8,596万円の繰り越しをお願いしておりますが、まず路線名については、委託料として富沢16号、3,000万円ありますけれども、これは全額繰り越しをお願いしております。それから、工事関係では四日市場1号、当初2,000万円、追加で1,000万円ということで、3,000万円の予算ありますけれども、おのおの工事を発注していますけれども、これについても12月定例議会補正ということで繰り越しをしております。それから、上名生3号線についても同じく繰り越しであります。そして、松ヶ越4号、冠水地区のかさ上げということで、これについても繰り越しをお願いしているということで、トータルで8,596万円、内容については以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 次に、槻木中の半分になったこと、海老穴の集会所については、財政課、答弁をお願いします。

○財政課長（水戸敏見君） まず、槻木中学校校舎改築の実施設計業務委託の債務負担行為の額が約半額になったことについては、これは設計の入札の結果です。国交省の基準でもって4,000万円近い予算を盛っていましたが、実際入札かけてみたところ大きく落ちてしまったと、喜ばしいことなんですけれども、それでもって変更をかけております。

もう1点、27区の集会所、海老穴集会所なんです、議員おっしゃるように、今年度は設計だけ、来年度については一般財源でもって建てるというふうな計画をしておりました。ただ、今回、県の方で森林整備加速化、いわゆる県内産の木材をつくる基金事業なんですけれども、それに枠といいますか、枠があるという情報を得まして、県の2月議会で柴田の27区集会所を認めてもらったということになります。2月以降の承認になりましたので、ただ、22年度、今年度で予算を組まないことには補助要件から外れてしまいますので、実施は23年度にしても予算だけは今回22年度で組み上げたということです。県からの交付金については1,929万円を予定しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○11番（大坂三男君） そうしますと繰り越し事業としては、2月の臨時議会であった国の補正予算関係、12月の活力基盤整備の関係とか、そういうのがほとんど繰越明許になっちゃったということと、この間ちょっと説明を受けた船小のトイレ改修、水洗化、それから柴田小学校のグラウンド関係、これもここに入っているということですよね。財源的にはそういうことだと思っと思うんですが、ちょっと細かいことになるんですけども、私にも銀座通り関係の親戚に店を開いている人がいまして、去年あたりからちょこちょこ話題になって、あるいは少しやったりしている銀座通りのあの商店街の道路、あそこの丸石があつて、できればあそこを取り除いてもらって、車道と歩道の区分けを何らかの形でやってもらってというのを要請が来て、町でも話し合いをしたということがあったと思うんですが、この関係の事業というのは繰り越しの事業には入ってないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） これにつきましては、2月臨時議会の補正で、きめ細やかな事業ということで入っております。1回、商工観光課長と役員さんと打ち合わせしていますので、当然臨時議会で予算を確保しましたので、もう一度役員さんと費用負担も含めて、現場の整備も含めてもう一回話し合いをしたいと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 私が言われたのは、あそこをああいうふうな形にしたのは、商店会としてもあそこで自分たちがこういうふうにしてほしいような形であつたので、それを直すという段階になって町にだけ負担かけるのは申しわけないということで、できれば少しでも負担してもいいから早くしてほしいなということだったんですね、私が伺ったのは。ということで、今の話だとやるということなんですけど、あの石を撤去した形、丸い石を撤去してどうする話になっているのか、いつごろやるような形になるのかお伺いしたい。今、話し合いが進んでいるということなんですけれども、町の腹案としてはどういう形で考えているのかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 丸い石を撤去しまして、どういうものということで1回役員さんと話をしました。その中で例として出たのは、船岡城址公園、上の駐車場あります。園路というか、通路ということで、低い縁石を実は長く置いています。そういうものでいいんじゃないかというところまでは実は話がまとまっております。時期についてはまだ具体的には詰めてないんですけども、もう一回役員さんと話をして、なるべく早く改修といたします

か、支障のならないような整備を行いたいと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） なるべく早くということで。ほかにありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 歳入の39ページ、不用備品売払収入ということで、何かバスの入れかえだという説明あったんですけども、どこの自治体も財政難ということで、いろんなものを売ろうという動きがあるわけなんですけど、柴田町として例えばほかにも何か不用品というものを売ろうという考えがあったのかどうかということ、また今後そういう考えがあるかどうかということが1点目です。

2点目、順序逆になりましたけれども、その上の不動産売払収入について、この22年度、例えば残っている町有地についてどのような営業活動というか、売る努力をしたのか。それから、いろいろこれからも施設をつくろうという考えがある中で、場合によっては今残っている町有地で活用できる土地というものがあるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 39ページのバスの売払収入ですが、実は17年もたった車なんですけれども、それは更新かけたんですが、当初、下取り、入れてくれるメーカーさんに対して下取りかけたときに、たしか40万円くらいだったんですね。かなり大事に乗ってきたものですから、他社メーカーさんに、全関係バス会社さんに見積もりとりました。そうしたら高く買ってくれる業者さんがあらわれたということで、168万円で売り払えたということです。

その他に物品があるのかという質問ありましたが、あまりその他の物品では今のところ考えつきません。

土地についてですが、大きいのは福祉センター用地隣と旧船岡保育所跡地かと思います。これについては多少打診がありますので、これはもう一度再公告、いわゆる評価を再度とり直して、新年早々もう一度公売にかけたいなと思っています。打診がありますので、もしかすると23年度について処分できるかもしれないという思惑は持っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今出た旧保育所とか社会福祉センター近くの土地ですか、あそこはつまり町としては活用するというよりは、あくまでも売るという前提でいるのか、それときょうの最初に固定資産評価委員の人事案件のときにちょっと話出たのは、今、売値と行政側の評価の乖離というか、違いがあるなんていうことあったんですけども、町として例えば今の2カ所なんかは、打診があったということなんですけれども、売る値段としてはそれなりに妥当だと考えているか、万が一の場合は下げるといような考えもあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 一応評価、鑑定に基づいて価格出します。これがむやみに下げられるかということについては、当然議会の議決を経ることになりますので、そうそうむやみには下げることができないなというふうに思っています。

福祉センターと保育所跡地については、普通財産、いわゆる当面の行政用途はなく、これは売り払い処分できる資産というふうに財政の方ではとらえております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 先ほど大坂議員からも出ていたんですが、例えば27区集会所の場合、森林整備加速化林業再生事業の補助金を受けているとかということが、これだけ見てもわからないんですよね。そして、それがまた繰越明許になっているとなると、とてもわかりにくいので、この予算書に細かく書くことが不可能であれば、補助資料として1枚、一覧表を出していただくととてもわかりやすいんですが、どうしても、どの補助金でどこに使われているというのがとてもわかりにくくて、これかな、これかなと見るんですが、ちょっとわからないんですね。ですから、後で結構ですので、補正予算書と比べられるように、そういう見やすい一覧を出していただくとうれしいんですが。本当に全然わかりません。それは要望しておきます。

それから、ちょっと細かいことをお聞きしますが、例えば37ページの県支出金の中に老人福祉費補助金で老人クラブ運営費補助金がマイナスになっているんですが、そのマイナスの理由です。

それから、38ページの下の方、県支出金の民生費委託金の中で母子生活支援施設運営費委託金もマイナスなんですが、その理由。

それから、39ページの上の二つ、財産貸付収入、町有地貸付料と町有建物貸付料、どこの分で、なぜマイナスなのかです。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） それでは、37ページの老人福祉費補助金の△13万1,000円についての内容なんですが、実は町内で23老人クラブがあります。その中で、構成人員によって補助金の額が変わっております。40人、30人と、そういうようなクラブ構成で補助金の額が決定しているんですが、実際登録をし直しますと人数が減少しているということで、今まで30人だったクラブが20人台のクラブということの単価の減少に基づく減額というような形になり

ます。

○議長（我妻弘国君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

38ページの民生費委託金の児童福祉施設委託金での減額の385万3,000円なんですが、この県委託金では山下荘に入所していただく方につきましては、県の措置で入所される方、また市の方で福祉事務所を持っている市ですと市の措置で入る方ということがありまして、当初、県措置入所者を7世帯で見えておりましたのが現在は4世帯というふうになってございまして、3世帯の減ということでの見込みの訂正でございまして、それと関連しまして、市で措置するものについては増額というふうになってございまして。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 次に、財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 39ページの財産貸付収入なんですが、まず土地貸付収入については、一つは雇用促進住宅の駐車場の貸付料がありますが、転居等が進みまして、16万円ほど減額になっています。もう一つは、はらから会に貸しているくりえいと柴田の土地なんですが、これを貸付料の免除申請を行っております。無償貸付としております。それで45万円ほどの減額しております。

建物については、船迫の公民館分館だったと思うんですけども、これを貸しているんですが、傷みが激しく、評価額の見直しを行いました。それで7万9,000円ほどの減額をしております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 38ページの母子生活支援施設の件なんですが、先ほど市の方はふえていたということだったんですが、県が何世帯で、市が何世帯だったのか。

それから、39ページの町有地貸付料ですが、はらから免除分であれば、初めから予算計上しなくていいんじゃないですか。どうしてここで赤になるのか。

それから、先ほど聞き漏らしたんですが、33ページの民生使用料の中に児童館使用料、現年度分でマイナスになっていて、児童クラブ使用料もマイナスとなっておりますが、これは確定によるものでしょうか。児童館の使用料というのは、要は児童数減少により定員を満たしてないということですか。

○議長（我妻弘国君） それでは、子ども家庭課長。

- 子ども家庭課長（笠松洋二君） まず38ページのご質問についてお答え申し上げます。
- 議長（我妻弘国君） 33ページ、現年度分の児童館使用料。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 33ページの児童館使用料につきましては、当初予算では21年度の児童数を見込みまして積算させていただいてございます。であります、22年度では各児童館全体で13名の減ということで、入館児童の減少に伴う使用料の減額というふうになってございます。また、節2の放課後児童クラブにつきましては、これも当初、クラブで181名を見込んでの積算をいたしました、170名の児童数ということになりましたので、登録児童の減少ということで減額補正とさせていただきます。

それでは、38ページの児童福祉施設委託金で県の説明をさせていただきましたが、市の方では33ページに市措置分が数字として補正で上げさせていただいているんですが、分担金負担金の民生費負担金の児童福祉費負担金の中の母子生活支援施設運営費負担金、これが市措置入所者の分でございます。こちらは2世帯ということになってございます。

よろしく申し上げます。

- 議長（我妻弘国君） 次は、財政課長。
- 財政課長（水戸敏見君） はらから会の免除なんです、実は22年度に免除申請が行われました。それまではずっと有料でした。当然これは貸し付けの条例なんかでは「特に町長が認める」という条項になりますので、免除申請があって初めて判断というふうになります。当然23年度も組んでおりませんが、始まりが22年度だったことによる補正になります。
- 議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。15番加藤克明君。
- 15番（加藤克明君） 1点、42ページですけれども、雑入で東船岡開発協議会返戻金、この代表者と、このような形になったことを教えていただきたいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（大久保政一君） 42ページの雑入の東船岡開発協議会の返戻金53万円でありまして、これにつきましては、当時、区画整理を前提に、実は前提とした今後の地域のあり方、それから計画的な整備について話し合いを持った組織であります。区域のあり方あるいは減歩率あるいは事業費あるいは用途指定あるいは同意率ですか、等々の会議を持ちましたけれども、その後こういう経済状況ということで、活動が休みになりました。ということで、この役員さんが実は役場に訪れまして、活動をしないということで、清算金ということで、実は53万296円ほどの金額ですけれども、今回返戻金という形で予算計上しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 今の41ページの雑入で紙資源回収売払料というのは、最初育成会とか、いろいろな団体に出しているのかなと思ったんだけど、これは歳入なんですよ。これのどういうものかという中身と、今、紙資源の方でキロ当たり幾らになっているかということをお教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） お答えいたします。

紙資源については、これは月の第一、第三火曜日に集めています。町内から集めた紙資源、その売り払いということになります。あとは庁舎関係で出ました新聞、雑誌、段ボール、それも含めての雑入という形になります。

今の売り払い単価なんですけど、新聞ですと8円50銭、雑誌が4円50銭、段ボールが8円という単価になっております。

今回の補正181万6,000円なんですけど、これについては当初見込みを、安くなってきておりますので、若干低目に抑えていたのが思ったより下がらなかったということでの増額補正という形になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 以上で歳入の質疑を終わります。

ただいまから休憩いたします。再開は13時です。

午前 11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第11号を議題といたします。

歳出に入ります。

43ページの議会費から52ページの総務費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。7番 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 1点だけですけれども、49ページの款2総務費項2徴税費の節14のところにインターネット公売落札システム利用料とあるんですけど、差し押さえか何かしたものをインターネットで公売に付したのかどうか、もしインターネット公売したのだとどんなもの

をやっていたのかということ伺いたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 税務課長、答弁をお願いします。

○税収納対策監（武山昭彦君） お答えいたします。

インターネット公売落札システム利用料ということで、2万円の減ですけれども、今年度はインターネット公売を利用しておりませんので、そのまま減額となります。利用したのは21年度に利用しまして、プラズマテレビとかキャラクターグッズみたいな、それからビデオとかCDなんかを公売にかけて約12万円弱ぐらいの売却益がありました。

以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 次に、52ページの民生費から60ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 59ページの上の方の委託料、マイナス950万円、妊婦健康診査委託料というのはどういうことで、950万円、ちょっと大きな金額になったのか。それと、その下のマイナス42万円で里帰り妊婦健康診査助成金、この助成金の状況どうだったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、60ページの下の方の負担金補助及び交付金で広域組合の方のマイナス1,148万円、これは大河原の衛生センターとリサイクルセンターということで、例えばごみの減量化が進んだためにこのようなマイナスになったかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 最初、健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） お答えいたします。

59ページの委託料、妊婦健康診査委託料950万円減の内容でございますが、当初予算が3,432万8,000円ということで約328名分、予算ということでとっておりました。決定見込みが2,482万8,000円ということで、現在のところ大体270名ほどの人数になってございます。その関係で減額になったというふうな内容でございます。

それから、次の節19の負担金の関係ですが、里帰り妊婦健康診査助成金、これにつきましては予算103万2,000円で決定見込みが61万2,000円ということで、42万円の減額という形になります。里帰りの健診関係なんですけど、21年度は16名でございました。今年度は17名の予定でございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 次に、町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） 60ページのじん芥処理費、衛生センター関係の負担金の減額ということでご説明申し上げます。

大河原衛生センターについては、ごみの減量ということではございません。柴田町も大河原町も少しずつ減っています。割合的には柴田町が62%、大河原町が38%と、大体同じ水準になっておりますので、ごみの減量ではなくて、これについては光熱水費、これを節約したと。節約というか、そのような関係で700万円ちょっと減額になっております。あとは大きいのは工事関係です。いろんな工事をやりました、延命も含めて。その工事の請差分、この分がございましたので、減額という形になっております。リサイクルセンターについては、これも容器包装容プラスチックの施設の整備ということでやっておりましたけれども、これも工事完了しましたので、請差分、その分が1,200万円、1,300万弱になりましたので、その分を案分して柴田町の分ということで減額になっております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 里帰り出産の助成のPRというのはどのくらいされているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 里帰り妊婦、どのように知らせているかということでしょうか。これにつきましては、全国的な制度でございますので、各市町村のホームページとか、あと広報とか、そういった媒体で周知をして知らせているというふうな状況だと思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 55ページの一番上、扶助費、子ども手当の分が1,466万4,000円マイナスになっていますが、ここの説明をお願いします。

それから、このページで一番下の賃金のところで船岡保育所、槻木保育所、臨時保育士賃金がマイナスになっていますが、これももう少し詳しく説明してください、西船迫保育所もですね。

それから、57ページ、真ん中ごろの節7賃金、西住児童クラブの臨時児童厚生員賃金がマイナスになっていますが、これは子供の数が少なかったためのマイナスなのかお聞きします。

それから、一番下に償還金利子及び割引料のところで平成21年度放課後児童健全育成事業費補助金返還金とあるんですが、この説明をお願いします。

それから、59ページ、舟山 彰議員からも出ていたんですが、委託料の中で妊婦健康診査委託料で、先ほどの説明だと380名分予算化して270人が利用したというふうに聞いたんですが、利用していない人というのは心配しなくていいんでしょうか、どうなっているのかなと心配だったんですね。それと、今、380名分というのは多く計上し過ぎではないのかなと思うんですが、その数字のことも、それと本当に心配な方がいないのかどうか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 最初、55ページ、子ども家庭課長、答弁をお願いします。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それではご説明申し上げます。

まず、55ページ、子ども手当の減額の1,466万4,000円についてでございます。当初、対象児童につきましては中学生までということで、子ども手当の対象、町が支給対象にしなければならぬのは公務員以外の子供さんでの中学生までというふうになっておりました。当初それがまだシステム上、電算上はつきりできませんでして、12月の補正でも対応させていただいたんですけれども、その後の確定見込みということで、対象児童数が確定見込み減ということでの減額ということになります。12月の補正をいただいたときには、延べ数なんですけれども、4万6,883名ということで積算させていただきましたが、3月末の見込みでは4万5,755人ということになりまして、1,128人の対象児童減ということになりますので、それに伴う減額ということになります。

2点目の賃金でございますが、まず船岡保育所でございます。臨時保育士の560万7,000円につきましては、対象の子供さんなんです、子供さんの年齢構成によりましての保育士の必要性といたしますか、配置の調整がございまして、保育士の対応数の減ということになります。

次の同じく槻木保育所につきましては、同じように保育するクラスの子供さんの年齢構成によりましての変更で、1名を9月からの採用で間に合うといたしますか、そういう体制をとることで対応できましたので、その分の減額77万7,000円というふうになってございます。

西船迫保育所につきましても、6月からの雇用と10月からの雇用という体制で保育士の体制を整えましたので、12月で当初は見ておりましたので、その分の減額というふうになってございます。

西住児童クラブの賃金につきましては、82万1,000円の減額でございますが、児童数をアンケート等に基づいて当初たしか17名だったかと思うんですが、それで対応するというので予算計上しましてお認めいただいたところですが、実際は西住児童クラブにつきましては6

名の子供さんの登録ということになりましたので、それによつての対応ということで減額をさせていただきます。

同じく57ページの償還金利子及び割引料でございますが、これも22年度4月からの開設に向けまして、21年度の開設の準備の補助ということで申請してございましたが、ただいま申し上げましたように、10人以下の児童クラブにつきましてはこの補助の中での対象に減額されるところがありまして、その関係での確定によりまして返還をすることになったものでございます。

○議長（我妻弘国君） 次は、健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 59ページ、委託料の妊婦健診の関係でございますが、380人ということのお話だったんですが、最初ご説明したときは、当初328名、母子手帳の関係というふうなことで予定しておりました。それで、実際は母子手帳交付者が21年度は大体314人、337人だったんですが、今年度は270名ほどというふうなことで、交付者数が減っているということでございます。

それから、すべての交付者に14回分、助成券を配布しております。ほとんどの方が利用しているというのが実態でございます。何でこんなに減るのかなということなんですが、大体10回から11回使って、それで大体終わっている方が多いということのようです。利用しない人というのは、例えば考えられるのが入院等によって若干利用しなかった人もいるのかなというふうな状況でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。7番広沢真君。

○7番（広沢 真君） 52ページの款3民生費目2老人福祉費節13のところ、緊急通報システム保守点検委託料減額補正あります。それから、次のページの53ページの障害者更生援護事業費の中にも同じく緊急通報システム保守点検委託料の減額補正があります。この減額補正については、緊急通報システムの設置数が減ったのかどうかということ伺いたいのと、障害者更生援護事業費についてはその上のところ緊急通報システム設置事業関係ということで減額補正が出ているんですが、この関係というのはどういうことなのか、例えば設置しようと思っていた数に達しなかったのが減額補正なのかということも含めて伺いたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） それでは、52ページの老人福祉費委託費の5万円の減額、緊急通報

システム保守点検委託料、これについては実際的に死亡した方とかいるもんですから、当然年間の実績から減員になるというようなどの減額となります。

それから、53ページの障害者更生援護事業費の役務費4万2,000円の減額、先ほど事業の関係というようなことですが、これについては取り外しとか再設置とか新規とか、いろんな事業の内容での工事費が違うもんですから、このような表現にさせていただいているというようなことで、当初は6カ所ほどの事業計画を見ていたんですが、実績としては3カ所で間に合ったというような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。（「障害者更生援護事業の保守点検委託料の分」の声あり）2万円減。

○福祉課長（平間忠一君） 失礼しました。それでは、53ページの委託料の2万円の減額の緊急通報システム保守点検委託、これについても1件ほどの減員が発生したというようなどころでの取り外しに伴う減です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 54ページの児童福祉総務費の槻木・西船迫保育所の実施設計委託料がマイナスになっている、さっき課長の説明で内製化したためにマイナスになった部分もあると言うんですが、結構この設計委託料とか業務委託料でマイナスというのが、確定したからということなんですけれども、結構あるもんですから、その辺お聞きしたいと思います。

それから、60ページの肺炎球菌ワクチン206万円マイナスになっている、これで何人分になるということと、これがワクチン接種されなくて、これによって発病した方がいるとか、そういったことがあるのかということと、PRということでは、これは去年から始まったとかじゃなくて、もっと古くから始まっているので、こういったところの予算との差額分ということはどういうことなのかなということでお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 54ページの委託料、大規模改修工事実施設計委託料でございます。9月補正で1,500万円いただきました。当初、工事の内容につきまして、改修の内容につきまして、大体8,000万円から9,000万円の改修の予算というふうに財政の担当の方と打ち合わせをさせていただきまして、その2施設の大規模改修の場合は2カ所ですので1,500万円ほどかかるのかなということで予算をいただいたところでございます。前にもご説明させていただいたかと思うんですが、雨漏りとか床の改修とか、あとは子供たちのトイレの洋式化とか、現場の方でいろいろ要望等確認しまして、それを設計の方の決まった委託業者の方

に話しまして、それを精査していった中でこの金額で設計をいただいたという契約の内容になりまして、その差額、請差の分ということでの減額ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 60ページ、肺炎球菌ワクチンの委託料の関係でございます。内容でございますが、接種者は724名ということで、対象者は65歳以上でございますが、8,416人おりましたので接種率は8.6%ということになります。これについては21年度から対象者を広げましてやっております。ちなみに、21年度は754名、9.2%の接種率でございました。それから、発病者はいるのかという話でございますが、これについてはこちらの方では把握してございませんので、お願いしたいと思います。

それから、PRの関係、これにつきましては町内の12の病院の方に個別接種をお願いしてございますので、病院の方からいろいろ張り紙していただいたりとか、いろいろ町民の方々にPR、周知をしているというふうな状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） これは自主接種ですよ、強制的というか、あれじゃなくて。ということは、後期高齢者の方でも結構予定した数より少ないという、歯科検診の方、ということもあったので、そんなに危機感を持っていないというか、自分は大丈夫だという感覚が多いんだろうな。これが問題になるということは、もうちょっと知ってもらえば、当然こっちも予算組んで、行政としても予算組んでやっているんで、やはりもうちょっとPRの仕方も考えていけばいいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 次に、61ページの農林水産業費から68ページの消防費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 大きく2問質問します。

最初が64ページの真ん中あたりに積立金、剣崎地区橋りょう整備基金利子積立金とありますが、きょういただいた別の資料で10カ年待機事業、五つ完了した中に剣水地区橋梁整備事業というのが出ていたはずなんです、確認したいのは、よく小林元一郎元議員が質問というか、要望していたのが、ちょっと私どっちの地区の橋梁整備事業だったか忘れてしまったの

で確認したいと思います。

それと、剣水地区橋梁整備事業完了ということは、何年かけて、実際費用が幾らぐらいかかったのか、こちらもたしか積み立て、土地改良組合か、たしか寄附金もらったのを最後は積み立てというふうにして実施したと私は記憶しておりますので、実際幾らかかったかということをお聞きしたいと思います。

それから、大きな2問目は、67ページの上の方から北船岡町営住宅2号棟関係が出ていますが、実施設計委託料、工事監理委託料、最後に工事請負費マイナス3,326万3,000円ですか、つまり2号棟の新築工事を22年度予算には計上していたけれども、実施しないからこういうのが最後の補正でマイナスだと。これ例えば23年度に繰り越しというような措置ができないのかどうかをお聞きします。

それともう一つは、公営住宅長寿命化計画策定業務委託料マイナス269万5,000円、これはどこの住宅のことを言っているのか、それとも町内全体の住宅についての長寿命化計画なのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 剣崎地区の橋りょう整備基金関係ですけれども、工事の内容ということだと思います。これにつきましては、21年度のきめ細やかな事業の中で、事業費的にはたしか3,500万円の予算で工事をしておりました。最終的には、今、工事は完了の予定なんですけれども、前後取りつけ関係が残ってしまして、最終的には本体と低地排水ですか、前後舗装とガードパイプをつけて、最終的にはこの事業費に近づきたいということで、今、事業を進めているところであります。

それから、67ページの……。

○議長（我妻弘国君） 剣水と剣崎の橋のことと、積み立てたお金がどうなったかということ。

○都市建設課長（大久保政一君） まさしく3,600万円、目的寄附をいただいた事業を資金として、基金を使って事業を進めている内容でございます。

それから、67ページの北船岡町営住宅関係ですけれども、まず節13の委託料724万5,000円の減であります。これにつきましては当初3,796万4,000円の予算で、最終的には3,465万円です。まとまったということで、今回331万4,000円の減額をお願いしているところであります。

それから、同じくその下の2号棟の新築の工事監理業務委託ということで、今回、追加議案で議決をお願いするわけですけれども、実際管理する業務が発生しておりませんので、今回

全額減額をさせていただきますして、23年度で計上を考えております。

それから、公営住宅の長寿命化関係であります。これにつきましては801万9,000円の予算をとっております。最終的には532万4,000円で策定が終わったということで、269万5,000円の減額をお願いするものであります。

それから、工事請負の3,326万3,000円の件であります。工事関係予算5,580万円ほど実は請負費でとっております。ようやく設計がまとまりましたので、設計金額の前払金として40%分、そして22年度分の総出来高といいますか、支払い分が6.4%と見込みまして、今回2,253万7,000円の工事請負費として、当初の5,580万円から差し引きますと3,326万3,000円の減額となるものであります。当然22年度6.4%、23年度で63.6%ということで、23年度で大体70%ほどの出来高を見込んでおります。最終的に24年度で100%ということで、交付金事業ですので、最終年度で精算をとるといような内容でございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 委託料の最後の公営住宅の長寿命化計画策定、これはどこの公営住宅だったのかということ、場所、船岡というのはわかっているから、どこの場所。

○都市建設課長（大久保政一君） 町内全施設、町営住宅でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 64ページ、剣崎地区橋りょう整備基金利子積立金がマイナス1となっていて、ですから、これは剣水の間違いということはないでしょうけれども、今の説明で剣水の方は3,600万円の寄附もらって3,500万円の予算で間もなく完了だというのはわかったんですけども、逆に言うと剣崎地区橋梁整備というのは、確認したいんですけども、実際剣崎というか、どの辺のことをどうするというをお聞きしたいのと、積立金がマイナスというのは何か利息分が足りなかったとか、何かそのためであって、積み立てそのものをしないということではないとは思いますが、その点確認したいと思います。

それから、北船岡町営住宅のことですが、我々議会としては、22年度予算の中にこういう設計委託料とか工事監理委託料とか、あと実際の工事費が計上されて、予算全体を承認したということですけども、今回これが繰り越しならないということは、改めて23年度予算にこれが出てきたときに改めて審議すると。何というんですか、工事そのもの何も反対でも何でもないんですけども、改めて工事関係については審議すると理解してよろしいんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まず64ページの剣崎地区の橋りょう関係ですが、これにつきまして利子の科目設定ということで、1,000円を入れておりました。今回すべて取り崩すということで、今回減額とさせていただきます。

それから、内容的には、当時、区画整理で3,600万円の寄附をいただいたと思うんですけども、阿武急線のちょうどガード下からあそこに橋梁をとという話だったと思うんですけども、それが地域の通学路、関係者によって、ちょうど真ん中、ちょっと100メートルぐらい下流ですか、そこに既存の橋梁がありますので、その改修工事を21年度のきめ細やかで実は実施しております。最終的にはその事業費を完了させるということなんですけれども、本体と堤防といいますか、その舗装と転落防止のガードパイプをつけて最終的には完了という形にしていきたいと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 剣崎のやつ、どういうこと。

○12番（舟山 彰君） 剣水が終わるといことでしょうか。私が聞いたのは剣崎地区の橋梁。

○都市建設課長（大久保政一君） 同じです。それから、町営住宅関係であります、最終的には国との協議によりまして、まず繰り越しが認められなかったということで、22年度は工事監理分、それから同じく工事費、前払金以外は減額補正という形で23年度に計上しておりますので、そこで審議をいただければと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 私も剣水とか剣崎とか、現場行ったりしてて、一つの大きな団地と言え、ば団地なんですけれども、ただ、確認したかったのは、剣崎地区橋梁整備基金ということで、例えば2,000万円、3,000万円目指すというか、さっき課長とか議長あたりは同じ場所だとかという言い方をしましたけれども、こういうふうに基金としては別々にあったということなんでしょう。剣水地区橋梁整備、区画整理組合から3,600万円もらって、若干浮いたような形になったのが最後にはちゃんと基金ということにして、実際に3,500万円の予算でやっとなと、剣水整備の方は。ここには剣崎地区橋梁整備基金とありますから、私としては全く別個の基金なり事業も別というふうに認識してしまいますので、そこを。

○議長（我妻弘国君） わかりました。答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 何かわかりにくくて申しわけないんですが、基金、3,600万円の寄附を受けて基金をつくる時に、剣崎地区というふうな名称の基金にしております。ただ、実際の事業を起こすときには剣水地区に当たりますので、事業名称については剣水地区というふうになってしまいました。基金についての名称変更がなかなかしがたいものですから、

そのままになってしまったということです。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 65ページの土木費公園緑地費の中にみちのく杜の湖畔公園負担金補助事業というのがあります。前から柴田が杜の湖畔公園の負担をするのはおかしいと思っていたんですけども、年度途中で減額補正のような形で出てきたのはこれまで記憶なかったので、今回の減額補正というのはどういうことか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 66ページの負担金関係であります。当初211万7,000円ほど予算計上しておりました。今回60万9,000円ほど減額するんですけども、これにつきましては国の事業がある程度確定したということによって、国が3分の2、実は負担をします。そして、地方負担として3分の1があります。その3分の1を県が3分の2、そして関係市町、7市16町なんですけれども、そこが最終的には3分の1のおおの負担しますよということで、柴田町が2.67%、実は負担しまして、最終的には事業費確定に伴って60万9,000円の負担金の減という内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると事業仕分けにかかって事業が打ち切りになったとか、そういうことではないんですね。前、町長も意見述べておられましたけれども、やはり負担は変わらない、終了年度までまだ続くということなんですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 東北で初めての国営公園ということで、26年度春開業ということで、最終的にはそこで事業終了ということになっていきますので、年度でいきますと25年度、あと3年間きちっと整備をかけて行いたいということの負担金でございます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 次に、68ページの教育費から75ページの予備費に対する質疑を許します。1番平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 68ページ、項1教育総務費の工事請負費、船岡小学校大規模改造工事、これはトイレの洋式化に伴う工事になると思うんですけども、どの程度の工事を行う予定なのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 教育総務課班長補佐。

○教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） お答えいたします。

船岡小学校大規模改修工事でございます。これはトイレでございまして、生活形態の変化に合わせてトイレの改修工事を行うものであります。ウェット式の和式便器をドライ方式とし、洋式便器に改修するものでございます。おおよそ女子トイレですと6基のうち4基とか、男子トイレは2基のうち2基というような洋式のトイレにするということでございます。それから、ウェット式を今度はドライ方式にするという内容でございます。よろしくお願い致します。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 大体工事は繰越明許が入っているので来年度にしようと思っておりますけれども、いつぐらいを予定しているか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課班長補佐。

○教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 工事の予定といたしましては、23年の6月から10月までの間を予定してございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。ほかに質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 同じく今の件なんですが、船岡小学校、そうすると床と便器はきれいになると。壁はどうなりますか。

それから、柴田小学校の校庭整備について、もう少し詳しく説明をお願いします。

それと、その上の委託料の中に暖房機保守点検委託料、その上に学校遊具スポーツ設備安全点検委託料とあるんですが、実際に点検した後というのは、例えば暖房機であれば使えないのはすべて新しいものに取りかえる、もしくはきちんと修繕する、その徹底はなされているのでしょうか。遊具についても、スポーツ備品や、ここは遊具は入らないのかな、入っていますね、遊具とスポーツ設備についても、点検はするけれども、その後というのはどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課班長補佐。

○教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 船岡小学校の大規模改修工事のトイレの件でございます。壁というようなことで、便器の交換と下のウェット式からドライ式にするということと、あと壁も入る内容でございます。

○議長（我妻弘国君） それから、柴小の校庭。

○教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 柴田小学校校庭整備工事でございます。これは経年によりグラウンドが傾斜しているということで、整地工事、暗渠工事を伴う工事になります。あわせて遊具の設置も行うということでございます。

次に、暖房機保守点検委託料の件でございます。これまで各小中学校で点検予算ということで計上しておりましたが、老朽化のため、教育総務課で一括点検するという内容で計上いたしております。内容は、石油暖房機185台、電気暖房機193台、計378台でございます。これは請負の差額が出まして、78万5,000円の減額になっております。点検をいたしまして、修理箇所が出ればその都度修理はしております。

学校遊具スポーツ設備安全点検委託料の件でございます。これは平成21年度で点検をすべて終わりました、平成22年度には幼稚園を修繕しております。残りの遊具につきましては平成23年度に小中学校の遊具を修繕する予定でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 遊具の方ですが、例えば柴田小学校の遊具設置にもかかわってくるんですが、実際には修繕してもだめなものというのは撤去しますよね。そうすると、今現在どのくらいの割で、本来であれば遊具、新しいものを購入しなければならないのか。やはり大分減っていると思うんですよね。それを大体あとどのくらい必要とかという計画はしっかりとあるんですか。

それから、暖房機なんですけど、先日も小学校に行ったときに、つけたらばんと消えたとか、そういうこと結構あるんですよね。ですから、この点検をして修繕をして、本当にそれがその冬耐えられるものなのかどうか、途中でもしまた不都合が出た場合というのはすぐにそれは修繕してますよね、ちょっと確認なんですけど。

それから、トイレの件も確認なんですけど、そうすると例えば便器6基のうち4基だけをするけれども、床も壁も全部きれいになるということは、トイレ全体がきれいになる、ドアもそうすると塗りかえるということですか。すべてそうするとトイレが明るくなるというふうに考えていいんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。遊具の今後の見通し、教育総務課班長補佐。

○教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 柴田小学校が遊具をことし撤去しております。少ない学校といたしましては東船岡小学校が遊具が少ないということで、少ない学校から遊具を設置したいと考えております。

ストーブにつきましては、年に1回点検をいたしますが、壊れたりした場合には修繕をその

都度している状況でございます。

船岡小学校のトイレにつきましては、壁もドアの方も塗りかえいたしますので、これよりは明るくなるのではないかと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 遊具については、やはり全部を、常任委員会に対してでもいいんですが、計画についてどのくらい撤去して、本来なら何と何が必要という学校ごとの一覧というか、必要だと思うんですよ。いつの間にか何か使えなくなっているとか、そういう状態では困るし、それと塗りかえで済むものってありますよね。その方が長くもつとかというのがありますし、やはり小学校、見ると本当にペンキ塗りかえるだけでもきれいになるのにほったらかしというのが結構ありますから、それも含めてきちんとした計画を出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課班長補佐。

○教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 遊具のこれからの整備計画というようなことですが、これから各学校の事情を調査いたしまして、計画を整備していきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 68ページの柴田小学校の校庭整備工事関係が業務委託250万円、下の方に工事請負費、それで監査委員の監査の指摘事項の中に個別事項で柴田小学校の来客用駐車場の候補予定地、それが町有地だけれども、土質に問題があるという指摘があったんですが、今回の校庭整備という工事はそれは含まれないのでしょうか。含まれないとすれば、逆に今後どういう対応を考えているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課班長補佐。

○教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 柴田小学校の校庭の駐車場の整備計画におきましては、今回の柴田小学校校庭整備工事には計画は入ってございません。その駐車場についてはこれから考えて検討していきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） これから考えるという、監査委員が監査に行った時点で候補に上がっているというのは町有地、校庭内じゃなくて、どこか周辺か何かで、そこが土質が問題があるということだったのでしょうか。候補地としてはそこだけに限定されず、今後いろんな面を考えていくということなんでしょうか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課班長補佐。
- 教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 柴田小学校の駐車場の件でございますけれども、駐車場だけでなく、校庭全体的な整備計画ということで、これから計画していきたいと考えております。
- 議長（我妻弘国君） 来客用の駐車場の件なんです。それは校庭内にあるということですか、その答弁では。
- 教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 校地内に来客用の駐車場整備するという内容でございます。
- 議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。
- 12番（舟山 彰君） 私はちょうど一般質問で監査委員の教育関係の方の監査の報告について質問して、柴田小学校のことは一般質問のときは範囲外だということですが、監査委員の指摘事項は、候補に上がっている町有地が土質に問題があるという指摘だったんですよね。聞きたいのは、そうするとその町有地というのはどこで、土質に問題があるというのはどうなんですか。何か危険な薬品類が含まれているとか、例えば船中のあれは不法投棄と言いませんけれども、そういう意味では今はそこだけを何も候補地に限定しているのではないと言えますけれども、ちょっとお聞きしたいのはその候補地、監査委員の指摘の中に候補地に上がっている町有地が土質に問題があるという何の問題があるんですか。町としてその町有地をそのままにしておくわけにもいかないと思うんですけども、逆に。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課班長補佐。
- 教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 場所的にはプールの南側と申しますか、現在は田んぼと申しますか、柴田小学校の校庭内には入っているんですけども。
- 議長（我妻弘国君） 暫時休憩します。
- 午後 1 時 5 1 分 休 憩
-
- 午後 1 時 5 3 分 再 開
- 議長（我妻弘国君） 再開いたします。
- 答弁を求めます。教育総務課班長補佐。
- 教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 校庭の西側の用地があるんですが、そこが湿地と申しますか、地盤が悪くて駐車場には不向きであるというようなことでございます。
- 議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。14番星 吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 68ページであります、節13委託料の中に槻木小学校大規模改造工事業務委託ということで301万円計上されているんですが、槻木小学校の大規模改造ということで、どの辺まで進んでいるのかちょっと聞きたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課班長補佐。

○教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 槻木小学校の大規模改造工事でございます。平成14年と15年のときに大規模改造工事を行っておりまして、もう1年予定しておったところですが、それをできなかったということがございますので、今回槻木小学校大規模改造工事ということで実施するわけでございます。

○議長（我妻弘国君） 中身。

○教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） 今回の工事の内容でございます。外壁・内壁塗装、雨漏り改修、手すり設置、床タイル改修、出入りロドアの改修、地盤沈下箇所改修ということで、外周りの空洞の閉鎖、段差をなだらかにするというような工事を予定してございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○14番（星 吉郎君） 小学校に時たま行くんですが、一番最初、職員の方々が入る入り口が最初の落差があって、入ったときにこういうところが悪いんだなということは重々前からわかっているんですが、中に入りますと結構プールサイドまたは使えない階段等々がありまして、そういうのが直るんだか直らないんだか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 今指摘された点について、教育総務課班長補佐。

○教育総務課班長（補佐）（菅野正行君） お答えします。

使えない部分に関しては撤去いたします。それから、空洞とか、そういうところは盛り土を行って修理を行うというような内容でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、平成22年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。再開は14時10分です。

午後1時57分 休 憩

午後2時08分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第13 議案第12号 平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第13、議案第12号平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第12号平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険給付費等の増によるものでございます。

歳入につきましては、繰入金の増額と共同事業交付金の減額等であります。

歳出につきましては、保険給付費等に同額の補正を計上しています。

これにより歳入歳出それぞれ7,237万1,000円を増額補正し、補正後の総額を39億641万1,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） それでは補足説明をいたします。

議案書の81ページをお開き願います。

平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の詳細説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,237万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ39億641万1,000円とするものでございます。

86ページをお開きください。

まず歳入でございます。

款3 国庫支出金項1目2 高額医療費共同事業負担金44万5,000円の増、これにつきましては国保連合会への拠出金の確定に伴う国庫負担金の増額補正でございます。目3 特定健康診査等負担金109万8,000円の減は、国庫負担金の確定見込みによる減額でございます。

次に、項2 国庫補助金目1 財政調整交付金238万3,000円の減でございますが、これにつきましては平成23年度から稼働予定の国保連合会の電算システムの保険者の分担金、これの減額による補正でございます。補助の確定によるものでございます。目4 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金65万9,000円の増、これは保険証の再交付費用に対する国庫補助ということで、補助10割でございます。これの確定でございます。

次に、款6 項1 県負担金目1 高額医療費共同事業負担金、これは44万5,000円の増でございます。これも国保連合会への拠出金の確定に伴う増額補正でございます。目2 特定健康診査等負担金109万8,000円の減、これは負担金の確定見込みによる減でございます。

次に、款7 項1目1 共同事業交付金2,112万3,000円の減額でございます。これは80万円を超える分の高額医療費共同事業交付金でございます。国保連合会からの交付で、確定によるものでございます。

次のページになります。

目2 保険財政共同安定化事業交付金1,056万1,000円の増額、これは30万円を超える医療費の分でございます。国保連合会より交付ということになりますが、交付額の確定による増額補正でございます。

款8 財産収入項1目1 利子及び配当金6万6,000円の増でございます。これは財政調整基金、健康づくり基金利子それぞれ増額補正でございます。

款9 繰入金項1目1 一般会計繰入金1,021万3,000円の増は、内訳でございますが、節3 財政安定化支援事業繰入金で1,062万3,000円、これにつきましてはルール分の繰り入れの確定でございますが、保険税の負担能力が特に不足しているというふうなことから、今年度新たに追加交付というふうになるものでございます。それから、事務費分として41万円の減でございます。

次に、款9 繰入金項2目1 財政調整基金繰入金、取り崩しです。7,568万4,000円の増でございます。保険給付費の増額見込みに伴いまして、基金から繰り入れを行うものでございます。補正後の基金保有額は2億491万5,429円となります。

次のページになります。

歳出でございます。主なものについてご説明をいたします。

款1総務費項1目1一般管理費45万3,000円の増で、これにつきましては事務費分の補正をお願いするものでございます。目2連合会負担金238万3,000円の減額でございます。負担金補助及び交付金238万3,000円の減というふうなことで、これは先ほど説明申し上げました、23年度から稼働なんですね、国保連合会の電算システムの保険証分担金の確定によるものでございます。国庫補助と同額でございます。

次のページになります。

款2保険給付費項1療養諸費目1一般被保険者療養給付費5,200万円の増額でございます。目2、これは退職分でございますが、2,700万円の増額でございます。ともに増額ということなんです、これにつきましては当初の予想より医療費の伸びが増加しておりましたので、今回措置させていただいたものでございます。

次に、項2高額療養費でございます。目1一般被保険者高額療養費に500万円、目2退職分に500万円のともに増額補正でございます。これにつきましては高額療養費の決定見込みによる増額補正でございます。

次のページをお願いします。

款3目1後期高齢者支援金等、これにつきましては財源の組み替えでございます。

款7項1目1高額医療費共同事業医療費拠出金178万3,000円の増でございます。これは80万円を超える医療費の分で拠出額の確定により国保連合会へ支出ということになります。目2保険財政共同安定化事業拠出金1,298万5,000円の減でございます。これは30万円を超える医療費分に係る拠出金、この確定によるものでございます。

次のページになります。

款8保健事業項1目1特定健康診査等事業費462万6,000円の減額でございます。節7賃金から節13委託料まで、おのこの事業の決定見込みによる減額補正ということになります。

次に、款8項2目1保健事業でございます。91万2,000円の減額でございます。これにつきましては、節8報賞費から次のページになります、繰出金まで各種保健事業等の確定による増・減額補正ということになります。

それから、款9項1目1財政調整基金積立金6万8,000円の増額でございます。これにつきましては財政調整基金利子6万6,000円、健康づくり基金利子2,000円を積み立てるものでございます。補正後の基金残高でございますが、財政調整基金は2億491万5,495円、健康づくり基金につきましては589万4,470円となります。

次に、款11諸支出金項1目1一般被保険者保険税還付金200万円の増額補正でございます。

これは保険税の過年度還付金でございます。生命保険等に係る所得税と相続税の二重課税が発生した場合に対する還付に対応するため措置させていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 89ページの保険給付費、一般被保険者も退職被保険者の方も増額となっておりますが、これにより1人当たりの医療費というのはどのぐらいの伸びになっているのか、この時点での1人当たりの医療費ですね。

それから、その下に高額療養費があるんですが、500万円ずつの増額になっているんですが、実際には高額医療費は何人ぐらいの方が利用しているんでしょうか、22年度では。

それから、91ページの保健事業の節8報賞費の中に国保税完納無給付者表彰とあるんですが、これは何人ぐらいで、全体の何%でしょうか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） まず保険給付費の関係でございますが、これにつきましては全体で22年度決算見込みで5.3%ほど伸びてしまいました。1人当たりの医療費でございますが、これについては平成21年度決算時点では25万5,000円でございます。今回5.3%の伸びに比例しまして1人当たり26万8,000円ということで、1万3,000円ほど伸びてございます。

それから、高額療養費の人数につきましては、手元に資料ございませんので、後でお知らせしたいと思います。

それから、91ページの国保税完納表彰者の関係ですが、町の商品券を配付してございます。今年度につきましては35名の方でございます。その程度の人数になります。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 今の35人というので、そうですか、もっとたくさんいらっしゃるのかと。私は一度受けたことがあります。そうですか、そうなると医療費の伸びというのはこのぐらい伸びているのは仕方がないことなのかなとは思ったんですが、ただ、やはりこのまま伸び続けると、先ほどの財政調整基金もかなり少なくなっていますよね。国保税を上げなきゃならないということになっていくので、今現在で財政調整基金はどのぐらいは常はないと困るというか、安心していただけるのはどのぐらいだと考えていらっしゃるんですか、課長

の考え。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 財政調整基金はどれくらいかということなのですが、今年度、22年度でお話ししますと、21年度からの繰り越しが約3億円、おかげさまで繰り越しまして、それで大体基金造成いたしましたので、約3億ちょっとの基金になっております。ただ、その分22年度で一部取り崩すということになりますので、先ほどお話ししましたとおり、今回7,500万円ほど取り崩しをして、それでも2億円ぐらい残額になると。今はそういう基金の状況でございます。基金については多いにこしたことはないんですが、皆さんの保険税で集めるもんですから、過分に集めるわけにもいかないということになります。1カ月の保険給付の額が大体1億8,000万円から2億円ということになりますので、最低でも10%は持っておかないとだめだというふうなことで、最低でも2億円は必要なのかなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そうすると、今の財政調整基金の金額が一応ぎりぎりのところというふうに、ただ、23年度を考えた場合というのはやはりこれでは厳しいわけですか。まだまだ医療費は伸びていくとお考えですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 保険給付費の実態を見れば、19、20、21、22と、ずっと伸び続けてきております。これは本町だけではありませんので、これは全体的に医療の高度化とか、そういったことで当然医療費が上がってきますし、今後診療報酬とか、そういったのが上がってくれば、また医療費がかかってくるというふうな形になってまいります。そういうふうなことを考えますと、今後、医療費の支出については伸びていこうというふうな考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 85ページの明細を見ながら伺います。

歳出の補正の額で一番金額の大きいのが2番の保険給付費ということで、8,900万円ということなんですけれども、この辺の補正額の幅としては想定内のものなのか、その辺のところを説明いただけますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 保険給付費、今回8,900万円ということで、ぐっと大きくなっ

たわけですが、これについては想定外でございます、ここまで伸びるのは。伸びないんじゃないかなというふうには見てございました。療養給付費の22年度の状況を見ますと、前半5月、6月支払い全般、当初1億6,000万円ぐらいでずっと推移してきたんですが、年度の後半に来まして1億8,000万円とか1億7,000万円とか少し上がってきてございます。そういったことで給付が22年度末から23年度にかけて上がってきているのかなというふうなことで、かなり給付費の方で補正をしなければならないというふうな状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 先ほど財政調整基金との兼ね合いの話をされていましてから、予備としてどのぐらいのものがあれば一応安心していただけるのかというふうなところで考えたわけなんですけれども、今回の8,900万円というのが通常よりも割と多い金額であるという今の説明でしたけれども、今までだと大体どのぐらいの金額になるんですか、丸めた数字で結構ですから。今回は補正額が丸めて9,000万円だったときに、通常だったら5,000万円とか、そういったやつというのはお話しできるものですか、それとも皆ばらばらですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） これにつきましては、月、年度によって違ってきますので、一概に8,000万円か5,000万円か2,000万円かというふうなことは言えません。ですから、ここ1年、2年の実績によって将来の給付の状況を見越しながら予算編成をしていくというふうな状況でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 17番白内恵美子さん、先ほどの答弁漏れあります。高額療養費のことに
ついて、それは採決の後での答弁でもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、平成22年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第14、議案第13号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、公共下水道使用料の決定見込みによる増減額と一般会計繰入金及び公共下水道事業債の減額であります。

歳出につきましては、汚水管理費、公共下水道建設費の事業費確定に伴う減額と公的資金補償金免除繰り上げ償還による元金と利子の確定に伴う増減額の補正であります。

これにより歳入歳出それぞれ3,569万3,000円を減額補正し、補正後の総額を15億1,350万6,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは93ページをお開きください。

議案第13号平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細について説明申し上げます。

まず第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,569万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億1,350万6,000円とするものです。

第2条は地方債の補正です。

95ページをお開きください。

第2表地方債補正です。公共下水道事業費の起債については、2億2,150万円から820万円を減額補正し、補正後の限度額を2億1,330万円とさせていただきます。

97ページをお開きください。

歳入であります。

款1分担金及び負担金並びに款2使用料及び手数料については、それぞれ確定見込みによる

増減であります。

款4項1目1 他会計繰入金3,362万3,000円の減額補正であります。これは一般会計からの繰入金で、補正後の額は5億7,969万9,000円となります。

款6項3目1 雑入64万8,000円の減額であります。鷺沼排水区の委託の額の確定により大河原町からの負担金を減額するものであります。

98ページをお願いいたします。

款7項1目1 公共下水道事業債820万円の減額補正であります。これは一般公共下水道事業の単独事業分が決定見込みとなったことにより減額するものです。

99ページをお願いいたします。

歳出です。

款1項1目1 一般管理費7,000円の増額補正ですが、JRの鉄道用地において下水道管の埋設に伴う土地借上げが生じたためです。

款1項1目2 汚水管理費463万9,000円の減額補正であります。節9旅費から節27公課費までそれぞれの額の確定並びに決定見込みによる減額補正であります。

100ページをお開きください。

款2項1目1 公共下水道建設費2,470万7,000円の減額補正であります。それぞれ額の確定による減額補正であります。多くは節13委託料の減額補正であり、測量設計委託919万8,000円、鷺沼排水区雨水整備計画委託129万5,000円、公共下水道中期ビジョン計画委託1,306万5,000円の減額となっております。

款4項1目1 公債費元金810万円の増額補正並びに目2利子1,445万4,000円の減額補正は、平成21年度の補償金免除繰り上げ償還に伴う償還元金並びに利子が確定したことによるものです。元金と利子が大きく変わった理由は、借りかえの対象となった起債の償還方法が以前は元利均等であったものが借りかえ後は元金均等となったことによるものです。しかしながら、合計では635万4,000円の減額となるものです。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 下水道事業費の今言った中期ビジョン計画委託料1,300万円の減、これはたしか1,800万円、22年度の当初予算では。約500万円は使っているということですが、これだけ差額が大きくなった理由と、どういったビジョンなのかを聞かせてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 中期ビジョンなんですけれども、請負差額で最終的に3割、29.1%ぐらいの請負比率、落札率になりました。その差額分が今回補正で落とさせていただいたというふうなものです。

中期ビジョンの計画策定業務委託の内容なんですけれども、まず将来の公共下水道事業の推進に当たって、下水道の効率的な整備、管理、安定的な経営、これらを図るために、おおむね10年間を計画策定期間として将来の水環境の実現に向けて取り組むべき今後の下水道施策を明示するために中期ビジョン計画を作成するというふうな内容です。最終的には料金関係をどういうふうに設定していくのか、そういうふうなところまで検討していくというふうなものです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 請負差額ということでは、最初これだけの予算だったということのビジョンとしては結構なものだったのかなと。差額はあるにせよ、ちょっとでかい差額かなと思ったもんだから、使わなかったんだからいいと言えいいんですけれども、余りにもでかい差額じゃなかったかなと思うので、その辺、今後、難しいところはあると思うんですけれども、予測するという事なので、またよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですね。ほかに。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 私も今の100ページの委託料のところなんですけれども、額の確定により、例えば測量設計委託料がマイナス919万8,000円ですか、あと主なものは鷺沼排水区雨水整備計画委託料もマイナス129万5,000円、そして今出た公共下水道中期ビジョン計画委託料マイナス1,306万5,000円ですか、お聞きしたいのは測量設計委託料、じゃどうしてマイナス919万8,000円になったのか、鷺沼の方の計画委託料もどうしてマイナス129万5,000円になったのかということです。あと聞きたいのは今の中期ビジョンですけれども、こういう委託というのはどうなんですかね、委託する側としてはこのぐらいの予算というか、逆に言えば、このぐらいで逆に委託を受けられるというんでしょうか、1,300万円もそれこそなぜそんなに、今、水戸議員も言ったように、差が出たというか、お金が浮いたと言えいいことなんですけれども、町の方で考えていた委託料と受注した方とでどういうふうな違いが出てきたのかということをお聞きしたいと思います。

それと、中期ビジョンの後はどうなんですか、人口動態、今後町の人口が5年、10年、中期においてこのくらい減りそうだと、じゃ下水道はどのように整備すればいいという、どうい

見込みでそれを行ったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 2点ですね。答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） まず1点目が委託の関係ですけれども、まず測量設計委託料、これが5,200万円から4,280万2,000円というふうなことで、919万8,000円が減額になっております。これにつきましては、3本、設計を委託したんですけれども、平均すると70%の落札率になっているということで、その差額分がそのまま減額を行っているということです。

それから、鷺沼排水区につきましては、2本、委託をしているんですけれども、平均で85.2%の請負比率というふうなことで、これについては129万5,000円を減額させていただいております。

公共下水道中期ビジョン策定委託ですけれども、なぜこんなに、3割程度というふうな形の落札になったか、あくまでも推察でしかないんですけれども、今回落札した業者は下水道の計画的な委託を今まで受注している会社なんです。どうしても今回の中期ビジョンを自分の会社で確保したいというふうな思いがあって、例えば委託につきましてはほかでも結構やっていると思うんですけれども、このくらいの比率でないとなかなか受注できないというふうな思いで恐らくこういった低率で落札したんだろうというふうなことが想定されます。余りにも私ら方にとっても非常に、入札時点では「おっ」というふうな状況でした。これにつきましては10年間の先を見据えて、今後、下水道を経営的にどう展開していくべきか、そういうふうなものを定めるための委託だというふうなことです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 中期ビジョン、今後10年ということですが、今回、長期総合計画、4年・4年、8年後の基本計画が議会で承認されたということですがけれども、結局、長期総合計画で言う人口の動態、今後柴田町の人口がどうなっていくか、それと下水道の方で考えているというか、中期ビジョン、整合性というのはもちろんとっているというか、ちょっとその辺確認したいんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 人口の推計につきましては、町自体で総合計画の中でも今後どういうふうになるというふうな人口の推計をきちっと出していますので、下水道についても人口の推計についてはそれを倣うというふうな形です。ただし、どんどんどん下水道の範囲というのは広がっていきますので、それに伴って汚水量というのがふえていくわけです。ただ、そういうふうな部分はあるけれども、かえって逆に今度節水というふうな部分も

ありますので、そこら辺のバランスとか、そういうのを見ながら計画をしていくというふうなことです。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 今の中期ビジョンなんですが、職員の方が考えたものと、こういう業者委託して計画をお金をかけてやった場合というのはやはり全然違うものなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） なかなか難しいところだと思うんですけども、委託費が工事費と違って一般的に低い率で決定してきているという現状はあると思います。測量、調査、設計でも大体7割というふうに、ただしそこについては測量とか、そういうふうな……。

中身を分析していく部分が非常に量的に多いので、なかなか今度職員でそれを実施するということはまず不可能に近いというふうなことが言えると思います。なかなか職員でその部分をきちっとやっていくのは困難な部分というふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 日常の仕事をしながらこういう計画を立てるとするのは難しいだろうと思うんですが、実際に上がってきた計画を本当に柴田町の計画とするためには職員の方がまた見直しをしてというか、そういうことがあると思うんですが、どのくらいというか、要は、よくわからないんだけど、委託したものの、何ていうんでしょう、どこまで使えるのかというか、かなりそのまま使えるものなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 委託した場合、その途中途中で担当者と業者と、その経過報告、それまでにやった部分についての報告というのが必ずなされますので、その時点で、これについてはもっと別な考え方をとか、そういった形で修正がなされていって最終的にまとまっていくものなんですね。ですから、丸々使えないとか、そういうふうなことではなくて、こちらで使いやすいように修正がどどんなされていって結果が出てくるというふうな形とを考えていただいてよろしいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号、平成22年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第15、議案第14号平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第14号平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、事業確定に基づく補正が主な内容となっております。

これにより歳入歳出それぞれ145万円の減額補正となり、補正後の予算総額は20億982万9,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） それでは補足説明いたします。

103ページをごらんください。

議案第14号平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算です。

歳入歳出それぞれ145万円を減額し、総額をそれぞれ20億982万9,000円とするものです。

105ページをごらんください。

第2表債務負担行為の変更であります。

要介護認定調査業務委託料の契約確定による増額補正です。

歳入について主な項目で説明いたします。

107ページをごらんください。

款2分担金及び負担金は、県営柴田槻木住宅内にある高齢者世話付住宅入居者の所得額確定

により1万円の減額となります。

款3 材料及び手数料は、平成21年度分の介護予防サービス計画書、ケアプラン作成の確定により81万3,000円を増額するものです。

款8 繰入金項1 一般会計繰入金は、歳出款1 総務費項3 介護認定の確定に基づき225万3,000円を減額するものです。

次のページになります。

次に、歳出の説明をいたします。

款1 総務費項3 介護認定費は、事業実績に基づき225万3,000円を減額するものです。

款4 地域支援事業項1 介護予防事業費、これも事業確定に基づき669万8,000円を減額するものです。

次のページになります。

款4 地域支援事業項2 包括的支援事業は、これも事業実績に基づき31万円の減額となります。

款5 基金積立金項1 基金積立金は、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立21万6,000円の増額です。これは22年度、超過取り崩しをしていたものの整理となります。これにより基金残高見込みは130万1,073円となります。この基金は平成21年から23年度までの3年間の臨時特例交付金として国より交付された基金であります。23年度精算するものとなります。

110ページをごらんください。

款8 予備費759万5,000円を措置しています。これは款4 地域支援事業等の公費負担ルールに基づき、9月決算時に国・県、町に精算する額となります。

以上が補正の内容となります。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 109ページの地域支援事業の扶助費の中に成年後見人制度利用支援事業があるんですが、現在この制度を利用している方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答えしたいと思います。

福祉課においては、福祉行政の中と高齢者ということで、2本立てで進んでおります。それで、一般的な福祉行政の方についてはお一人の方が実績としてあるということです。高齢の

介護の方については今後の見込みというようなところで予算計上しておりましたが、今現在まで出てきておりませんので、この分については確定という形になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。（「終わります」の声あり）

ほかに。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） この介護保険と国民健康保険の加入者数というのを教えていただけませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 介護保険の加入者ということで、65歳以上の皆さんが該当になります。正式には、毎月誕生日によって変動するものですから、約8,600人というような形で把握しております。

○議長（我妻弘国君） 健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 国民健康保険の方につきましては、22年度の初めになりますが、9,922人というふうなことで、約1万人程度という形になります。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号、平成22年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

先ほど白内恵美子さんに対しての質問に答弁漏れがありました。答弁をお願いします。健康推進課長。

○健康推進課長（大宮正博君） 白内議員からのご質問、答弁漏れの関係でございます。

89ページ、高額療養費の人数の関係、実績の関係でございます。

延べ人数、件数でお答え申し上げたいと思います。

高額療養費、一般の方、22年度の見込みになりますが、3,885件、21年度につきましては3,852件の実績でございました。

それから、退職者分ですが、22年度見込みが257件、21年度実績が255件ということで、合計しますと22年度が4,142件、21年度が4,107件、ほぼ同じような件数になってございます。よろしくをお願いします。

○議長（我妻弘国君） よろしいですね。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日は中学校卒業式のため、午後1時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時57分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年3月10日

議 長

署名議員 番

署名議員 番